

第 515 回 愛知地方最低賃金審議会

日 時 令和 6 年 7 月 26 日(金)
午前 10 時 00 分 ~
場 所 K K R ホテル名古屋 4 階
福寿の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

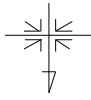
(1) 令和 6 年地域別最低賃金の目安（答申）の伝達について

(2) 愛知県最低賃金改正決定に関する意見について

(3) その他

3 閉 会

第 515 回 愛知地方最低賃金審議会 配席図



令和 6 年 7 月 26 日(金)

午前 10 時 00 分 ~

KKRホテル名古屋 4階「福寿の間」

傍聴席

報道席

水野 委員	長谷川 委員	中山 委員	鈴木 委員	小野木 委員
----------	-----------	----------	----------	-----------

公益代表委員

梶原 委員
古閑 委員
堀江 委員
安田 委員

使用者代表委員

(録音機材)

労働者代表委員

寺田 委員
松下 委員
安藤 委員
上野 委員
松村 委員

事務局

佐藤 賃金指導官	平井 賃金課長	小林 労働局長	高橋労働 基準部長	鈴木主任 賃金指導官
-------------	------------	------------	--------------	---------------

佐藤 監督官	大口 賃金指導官	名倉 課長補佐	事務局
-----------	-------------	------------	-----



入口

資 料 目 次

資料

1. 第49期 愛知地方最低賃金審議会委員名簿 ... P 1
2. 愛知労働局関係職員名簿 ... P 2
3. 令和6年度地域別最低賃金改定の目安について（答申） ... P 3
 - （1）令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解
 - （2）中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（写）
4. 賃金実態調査に基づく総括表（暫定値） ... P40
 - （1）総括表1（産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別表）
 - （2）総括表2（産業・就業形態別の賃金階級別、性別年齢別表）
5. 未満率・影響率の推移（平成26年度～令和5年度版） ... P50
6. 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和5年度版 ... P51
7. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版 ... P52
(関係部分抜粋)
8. 経済財政運営と改革の基本方針2024（関係部分抜粋） ... P63

【別途資料】

・関係団体からの意見書等（写）

・個人署名（写）

「生活改善、地域経済の好循環のために愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」

愛知県労働組合総連合会・愛知国民春闘共闘委員会

・オンライン署名

「最低賃金を時給1,500円に！！」 愛知県労働組合総連合会

第49期 愛知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和6年7月26日現在)

公益代表委員

氏名	現職等
小野 木 昌 弘	中日新聞社 論説委員
鈴木 進 也	いぶき法律事務所 弁護士
中山 徳 良	名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長
長谷川 ふ き 子	成田・長谷川法律事務所 弁護士
水野 有 香	愛知大学経済学部 教授

○会長
代理
会長

労働者代表委員

氏名	現職等
安藤 知 子	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
上野 都 砂 子	CKD労働組合 事務局長 JAM 副会長
寺 田 昭	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
松下 克 裕	全日本自動車産業労働組合総連合会愛知地方協議会議長 全トヨタ労働組合連合会 副会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 執行委員
松 村 実	日本製鉄名古屋労働組合 組合長 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部 委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

使用者代表委員

氏名	現職等
梶原 弘 司	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
古 閑 賢 三	愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長
竹内 弘 一	株式会社サーテックカリヤ 代表取締役社長
堀江 公 仁 子	株式会社フェアウィンド 代表取締役
安 田 朗 子	株式会社サンワ 代表取締役社長

(敬称略、五十音順)

愛知労働局関係職員名簿

(令和6年7月26日現在)

愛知労働局長	こばやし ようこ 小林 洋子
労働基準部長	たかはし かずみつ 高橋 嘉寿満
賃金課長	ひらい ひであき 平井 秀明
主任賃金指導官	すずき じゅんじ 鈴木 淳司
賃金指導官	さとう たかふみ 佐藤 敬文
賃金指導官	おおくち ようこ 大口 陽子
労働基準監督官	さとう だいすけ 佐藤 大祐

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

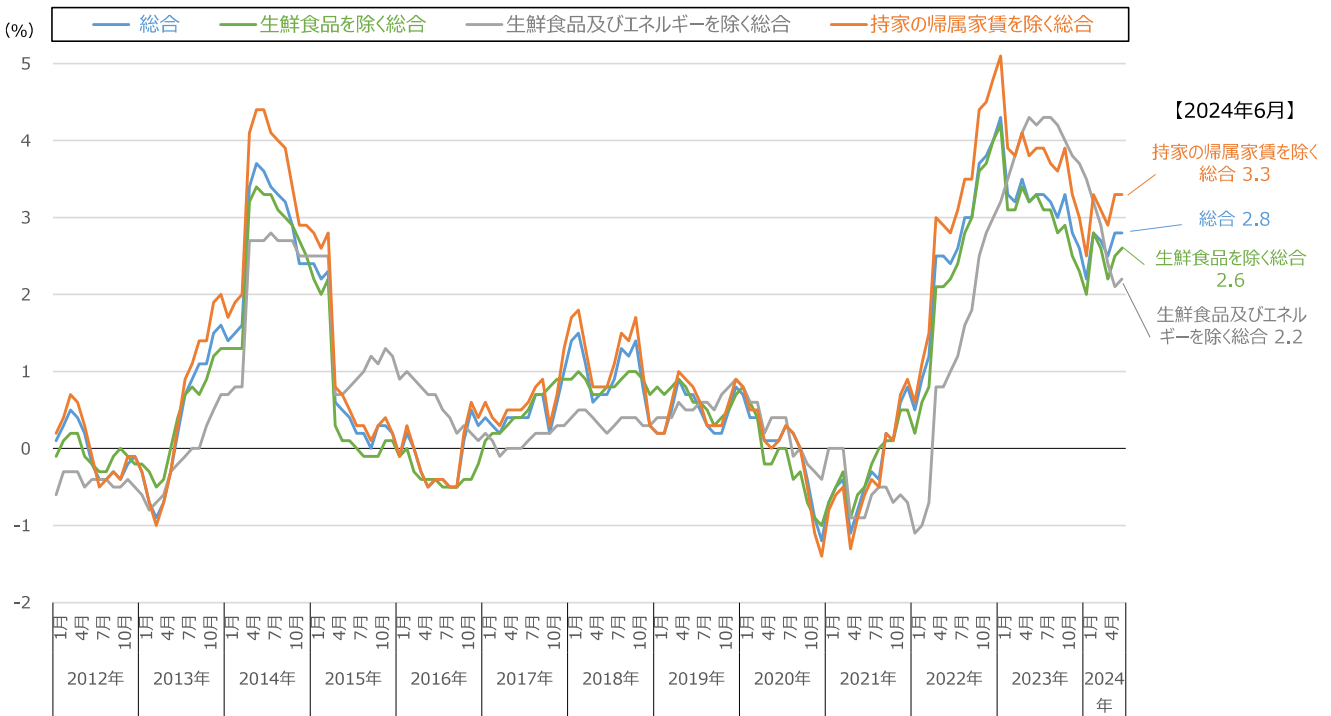
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

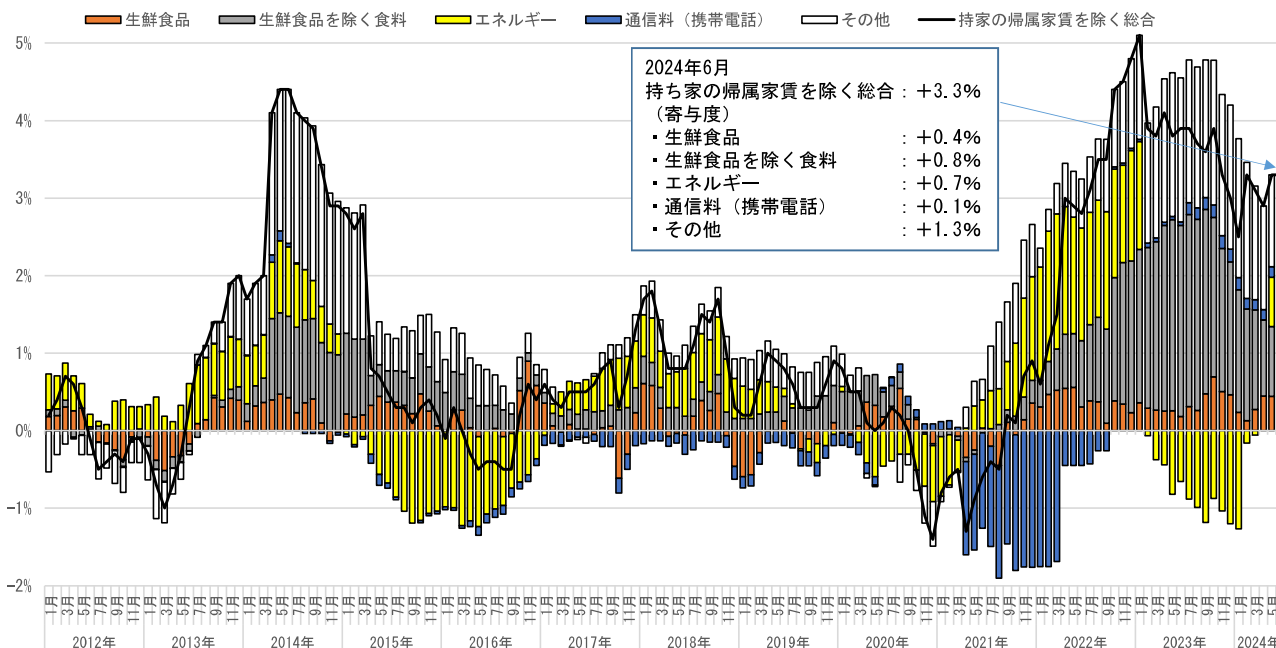
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト÷持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)÷前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

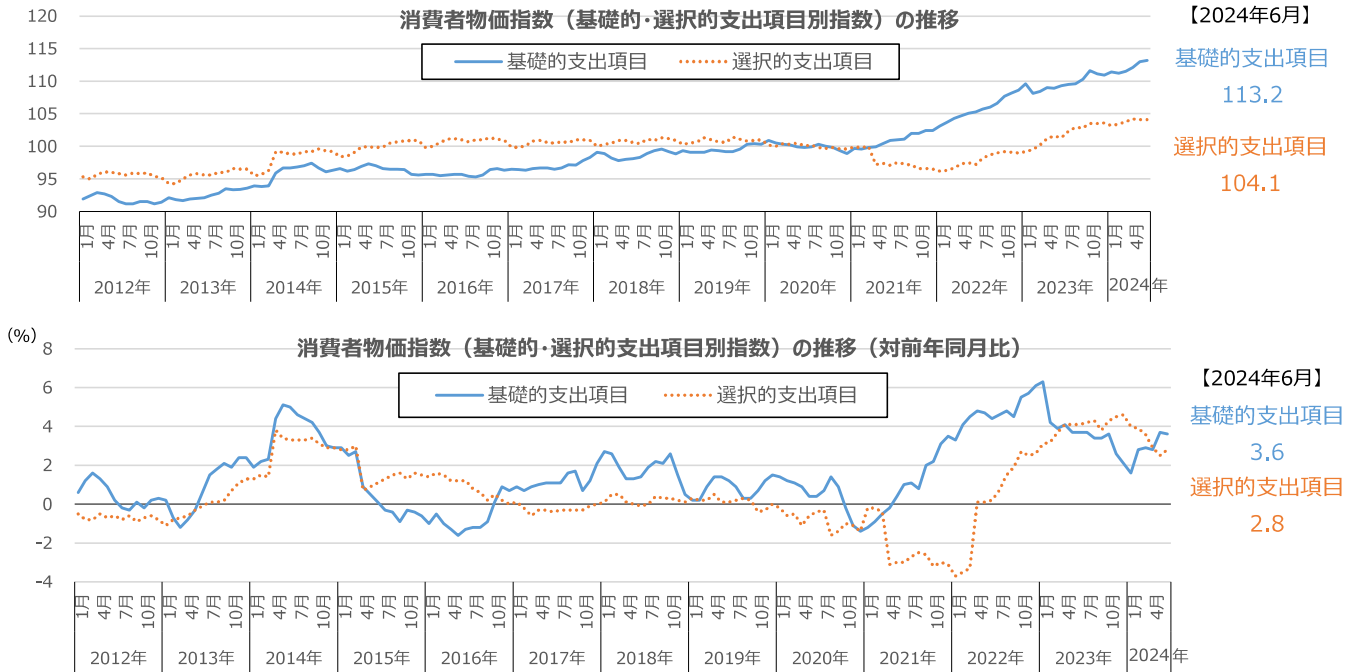
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

3

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」
 (注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

(総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円)

- ・ 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- ・ 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果（寄与度）試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

（単位：％）

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

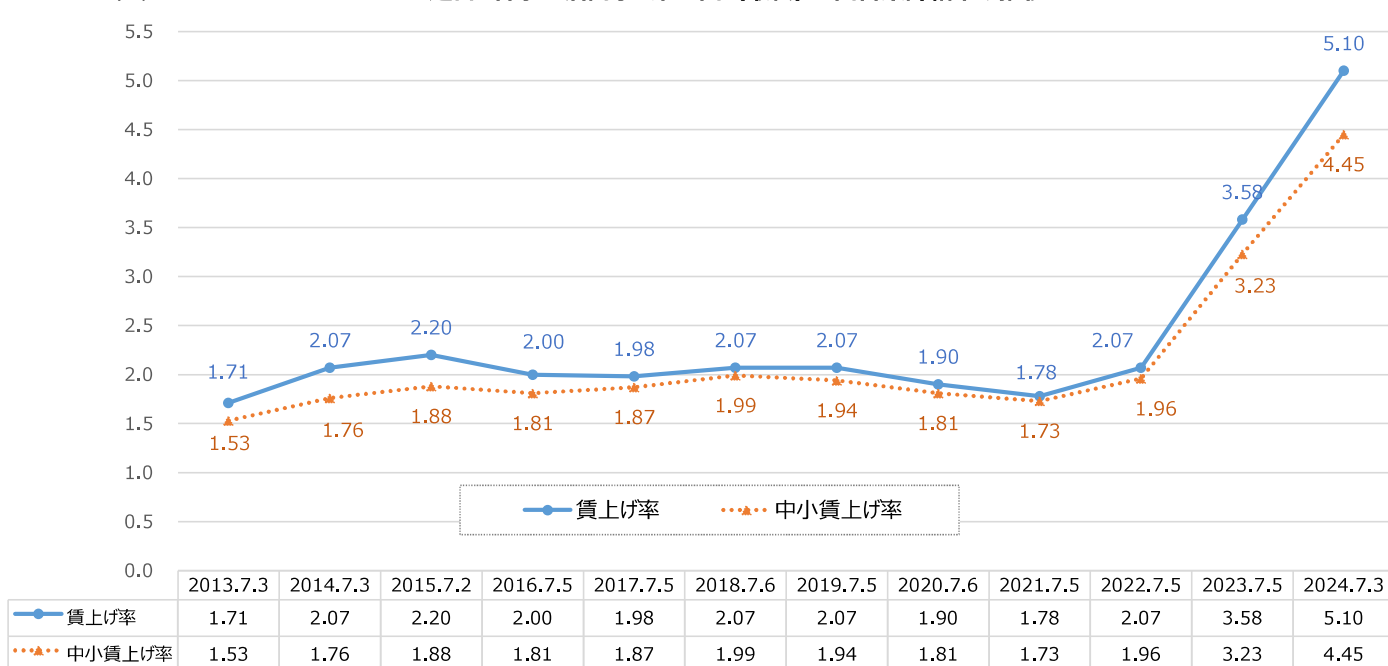
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

7

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回(最終) 回答集計結果の推移



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

8

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

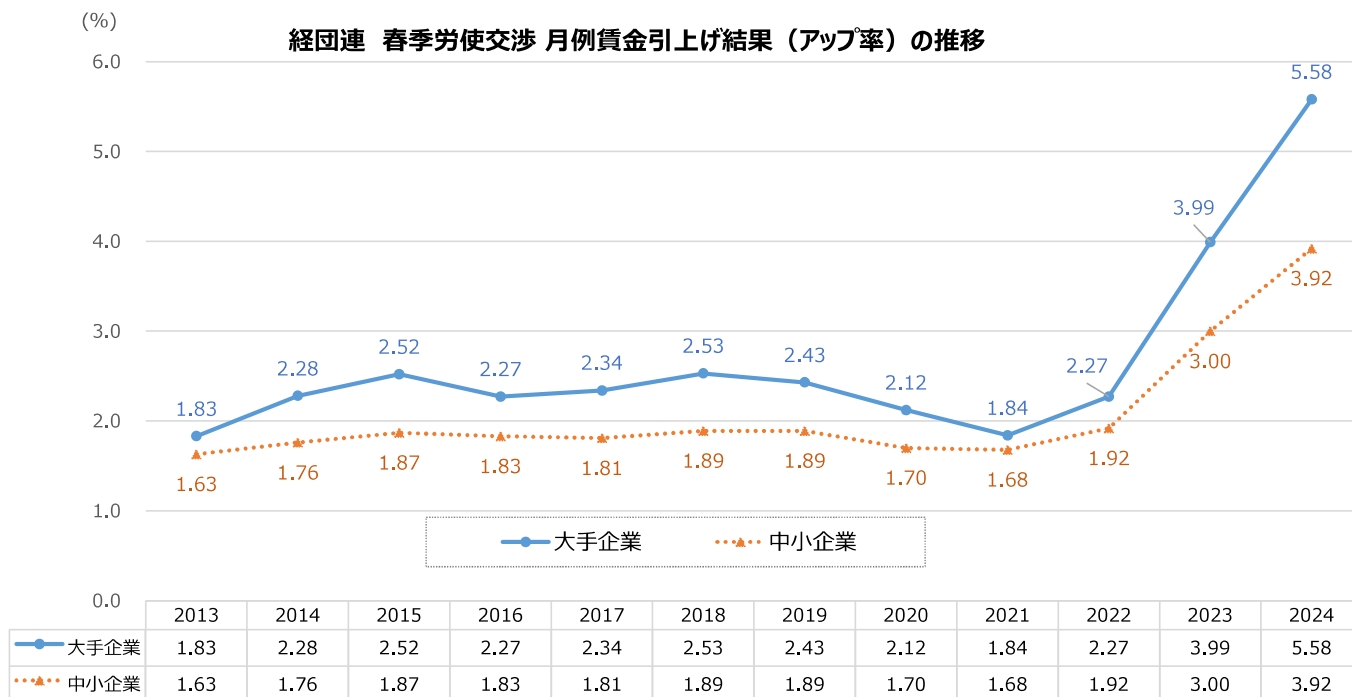
			単純平均	加重平均
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)
		引上げ率	—	5.74%(5.01%)
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

9

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社	3.62%	
	20人以下 709社	8,801円	3.34%
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社	3.43%	
	20人以下 450社	43.3円	3.88%

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率																	
	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年														
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月														
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2															
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3															
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6															
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2															
男 女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6															
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8															
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3															
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2															
男 女 計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2															
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4															
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2															
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8															

12

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

職業 形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率																	
	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年																
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月														
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2															
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3															
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6															
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2															
一般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4															
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2															
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2															
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,488	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3															
パート 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3															
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,066	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2															
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,194	-0.8	3.3															
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5															

13

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 従業員 形態	(四) (%)																																
	産業計						製造業						卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）								
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月	R 5年	R 6年 6月					
計	A	1,611	1,635	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,265	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一 般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パ ー ト	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

(資料注) 第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人(83.6%)。

法人企業統計による企業収益①（年度）

(単位：億円、%)

経常利益	規模計	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247
前年度比	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高 経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	〃 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

（単位：％）

労働分配率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
		規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5
〃	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
	〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

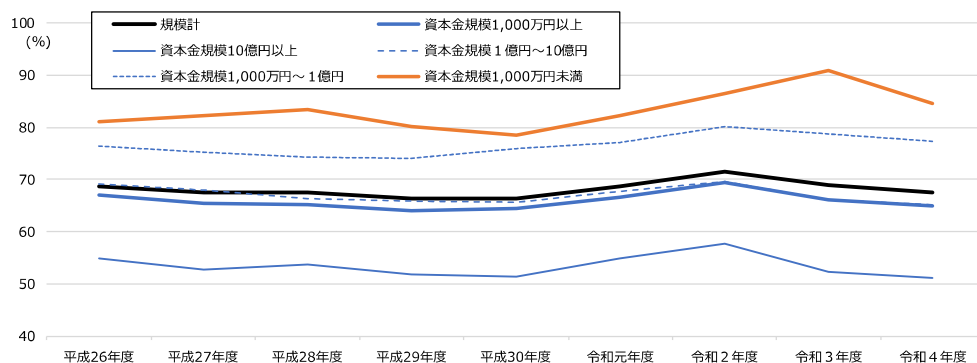
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



17

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

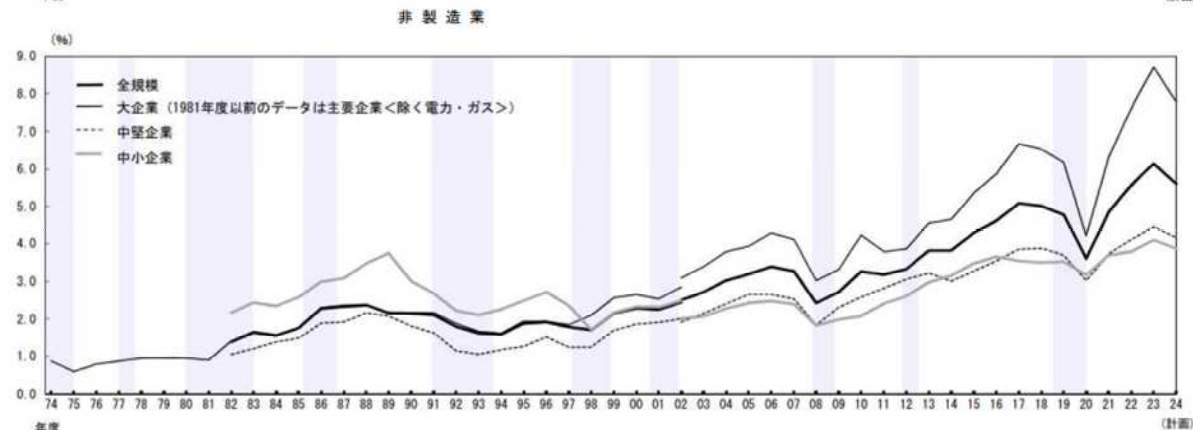
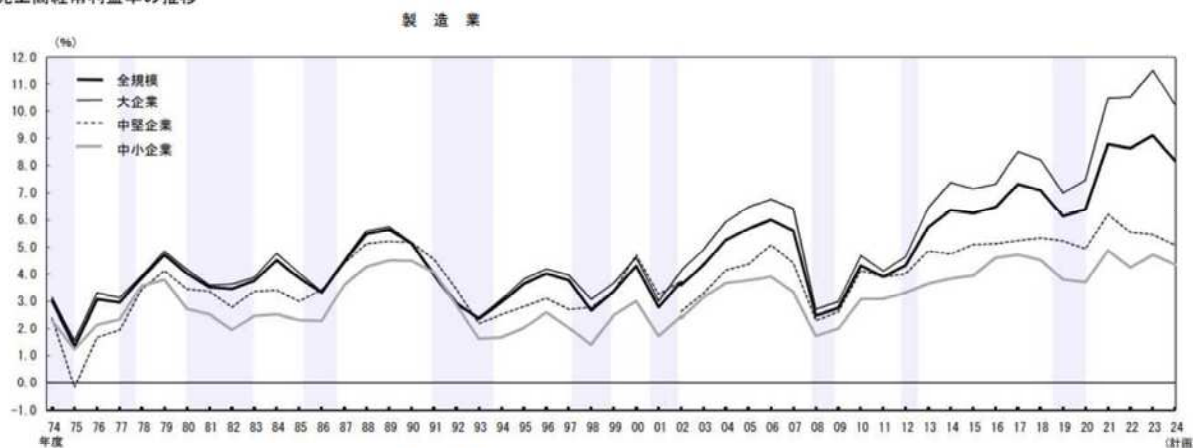
付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

18

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

19

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	8.83	8.41
	非製造業	4.85	5.57	5.78	5.58
大企業	製造業	10.48	10.52	11.32	10.78
	非製造業	6.31	7.61	8.17	7.81
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.01	4.65
	非製造業	3.73	4.11	4.19	4.02
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.29	4.26
	非製造業	3.70	3.79	3.86	3.86

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

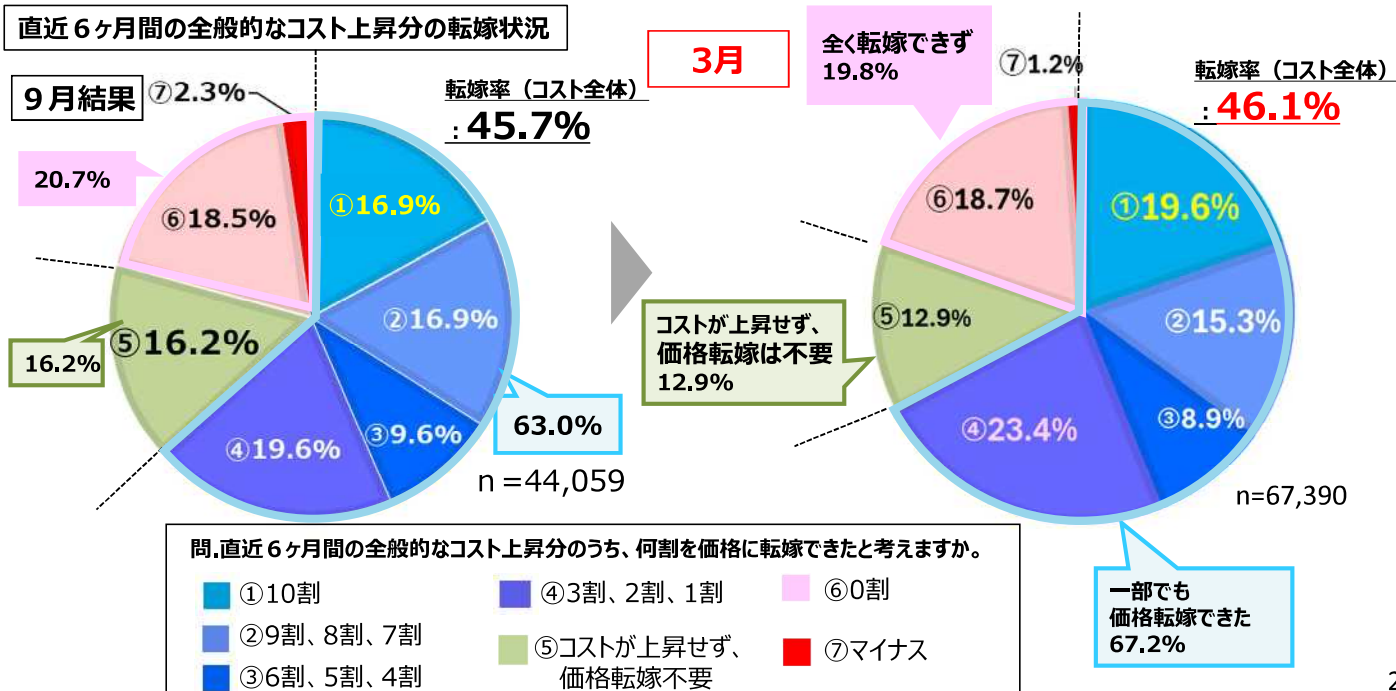
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割) 価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

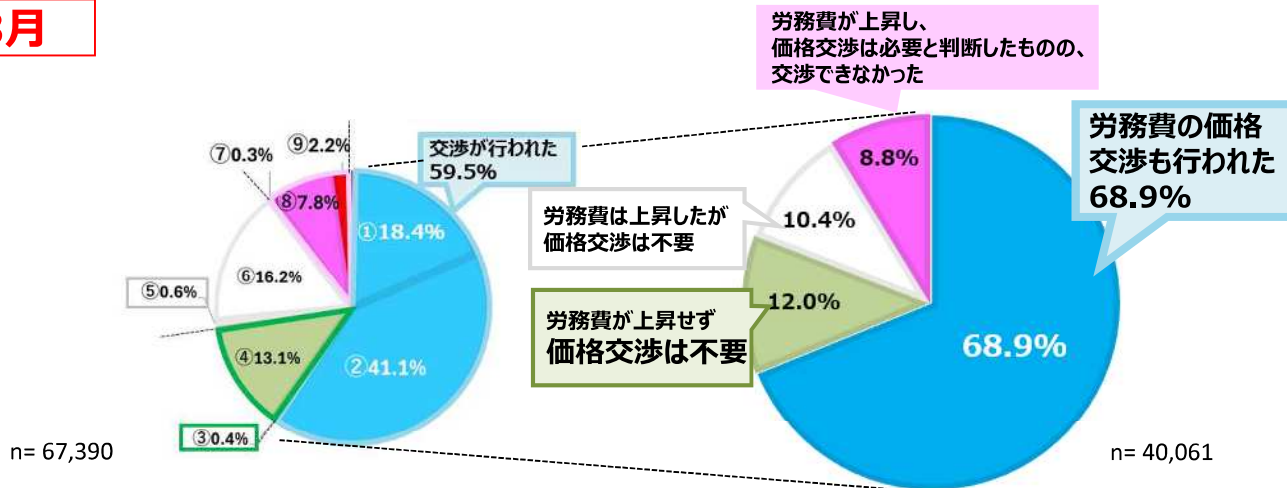


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

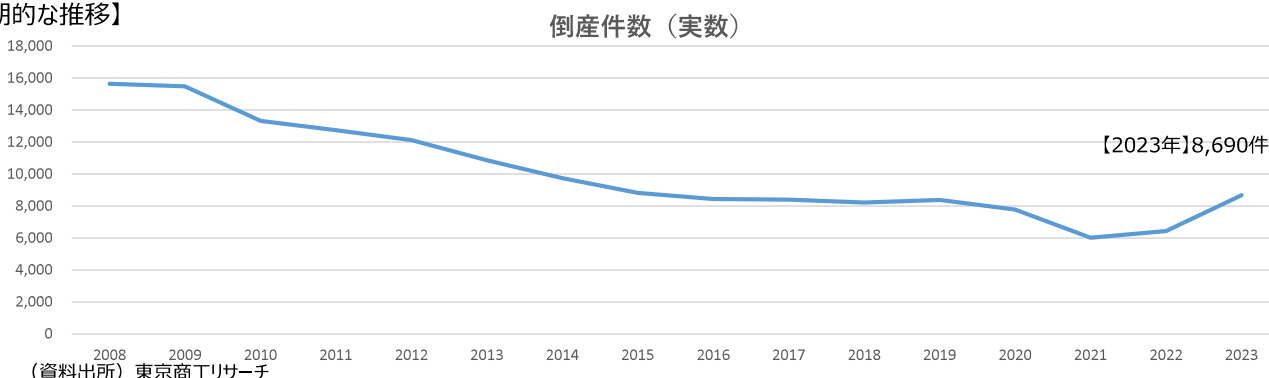
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

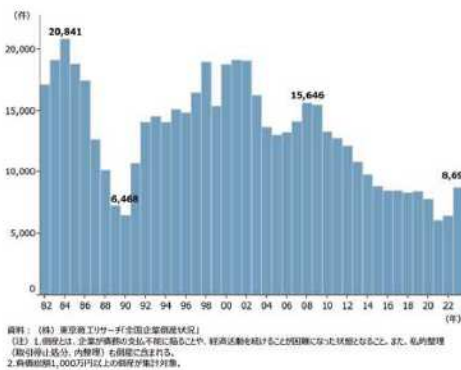
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

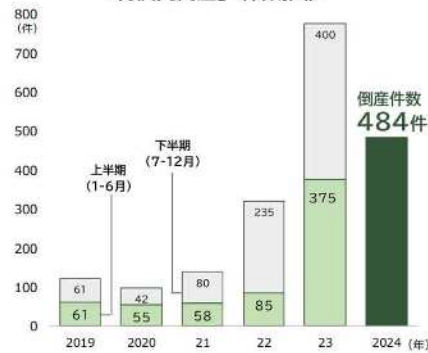
全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



「物価高倒産」件数推移



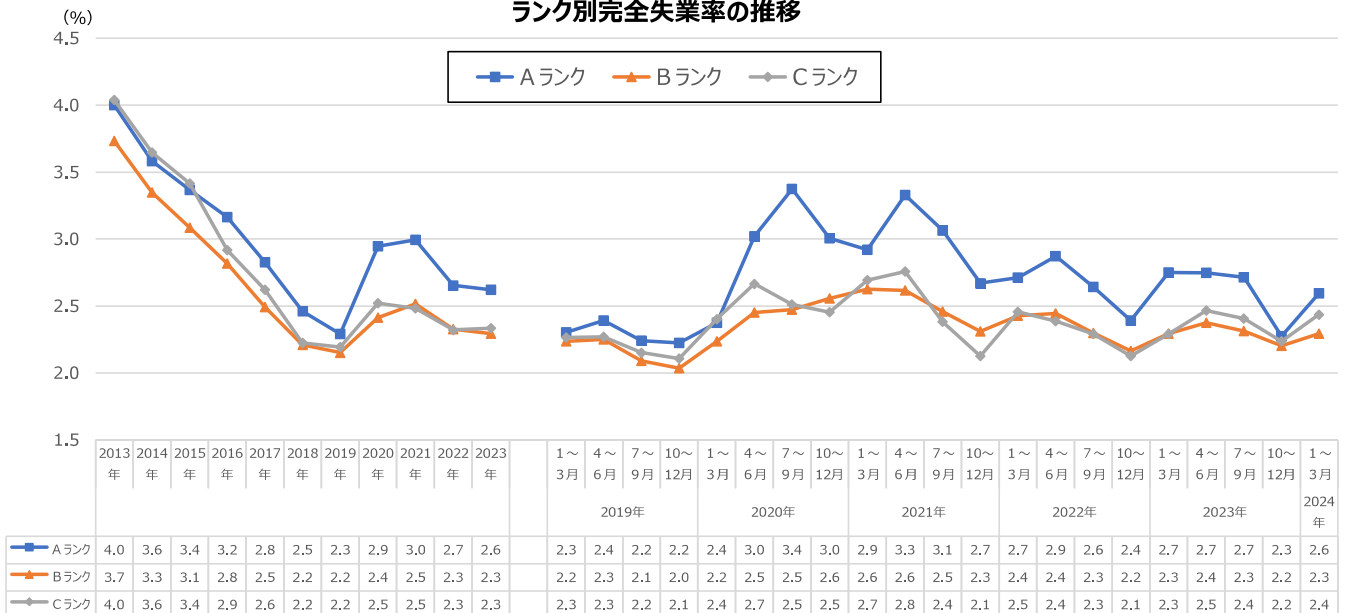
(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

24

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

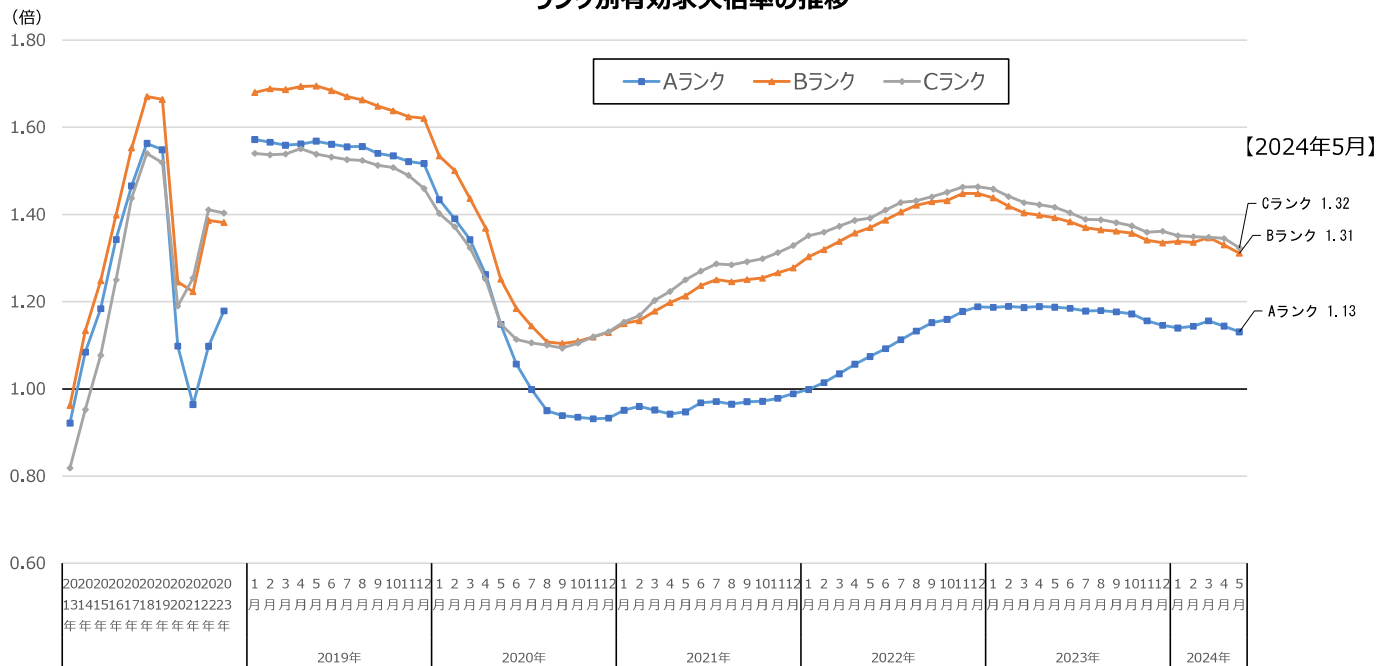
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

25

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

26

有効求人倍率の推移

(単位: 倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

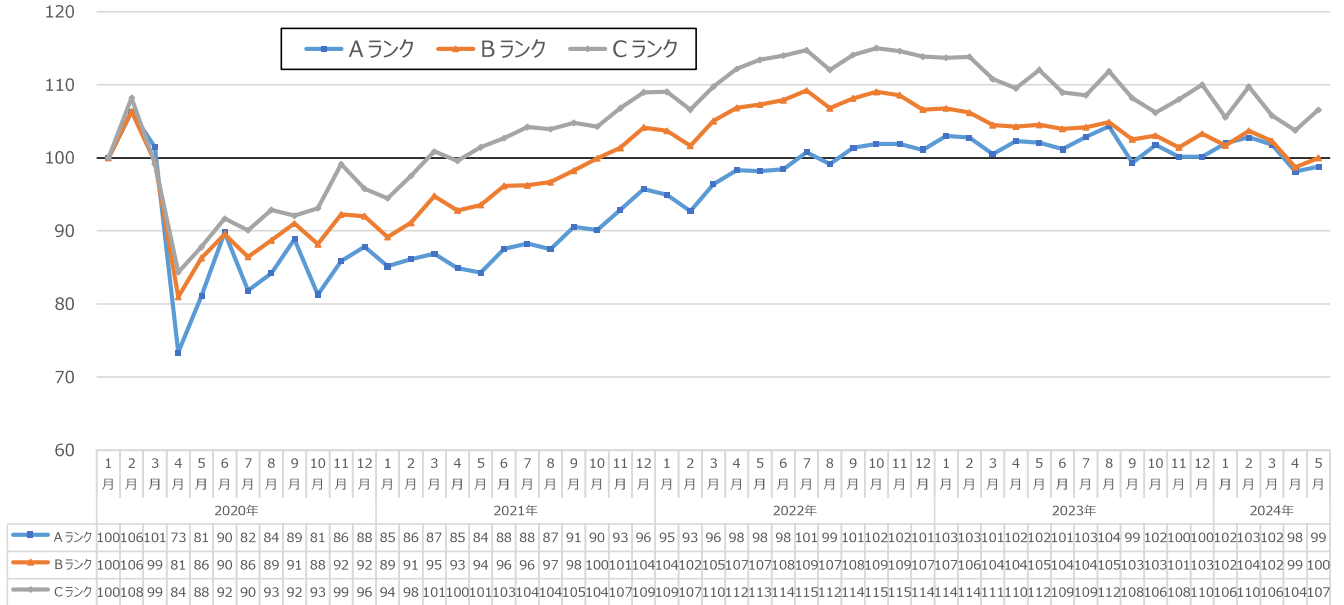
27

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回る事が適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.4%で、前年同期の令和 4 年 10 月から令和 5 年 6 月までの平均 4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.10%、中小でも 4.45%となっており、昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る 5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.58%、中小企業では 3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 3.62%、20 人以下の企業で 3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で 3.43%、20 人以下で 3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年

を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し

8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年以上を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見込(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案

することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に

関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

06年

総括表(1)

産業：(全て)

就業形態：(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額(円) (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	愛知	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,119,244	408,771	564,150	146,323	1,119,244	17,876	23,606	738,817	110,874	86,111	141,959
1025 - 1025	8,851 (0.8)	5,571 (1.4)	2,645 (0.5)	635 (0.4)	8,851 (0.8)		372 (1.6)	4,275 (0.6)	199 (0.2)	1,567 (1.8)	2,440 (1.7)
1026 - 1026	9,797 (0.9)	5,571 (1.4)	3,573 (0.6)	653 (0.4)	9,797 (0.9)		372 (1.6)	4,289 (0.6)	427 (0.4)	1,567 (1.8)	3,143 (2.2)
1027 - 1027	80,219 (7.2)	27,554 (6.7)	45,513 (8.1)	7,152 (4.9)	80,219 (7.2)	3,001 (16.8)	2,710 (11.5)	35,970 (4.9)	8,338 (7.5)	8,386 (9.7)	21,814 (15.4)
1028 - 1028	85,674 (7.7)	29,345 (7.2)	48,291 (8.6)	8,039 (5.5)	85,674 (7.7)	3,001 (16.8)	2,723 (11.5)	37,890 (5.1)	8,780 (7.9)	9,108 (10.6)	24,173 (17.0)
1029 - 1029	86,300 (7.7)	29,482 (7.2)	48,484 (8.6)	8,333 (5.7)	86,300 (7.7)	3,001 (16.8)	2,749 (11.6)	38,347 (5.2)	8,780 (7.9)	9,113 (10.6)	24,310 (17.1)
1030 - 1030	158,271 (14.1)	49,401 (12.1)	95,850 (17.0)	13,020 (8.9)	158,271 (14.1)	5,680 (31.8)	8,075 (34.2)	79,941 (10.8)	15,321 (13.8)	14,445 (16.8)	34,809 (24.5)
1031 - 1031	159,663 (14.3)	49,661 (12.1)	96,972 (17.2)	13,030 (8.9)	159,663 (14.3)	5,680 (31.8)	8,075 (34.2)	81,158 (11.0)	15,321 (13.8)	14,445 (16.8)	34,984 (24.6)
1032 - 1032	167,283 (14.9)	49,885 (12.2)	104,327 (18.5)	13,071 (8.9)	167,283 (14.9)	5,680 (31.8)	8,090 (34.3)	84,554 (11.4)	15,993 (14.4)	15,998 (18.6)	36,969 (26.0)
1033 - 1033	170,429 (15.2)	50,565 (12.4)	106,793 (18.9)	13,071 (8.9)	170,429 (15.2)	5,680 (31.8)	8,090 (34.3)	86,579 (11.7)	16,011 (14.4)	16,012 (18.6)	38,058 (26.8)
1034 - 1034	172,087 (15.4)	51,054 (12.5)	107,811 (19.1)	13,221 (9.0)	172,087 (15.4)	5,680 (31.8)	8,090 (34.3)	87,356 (11.8)	16,017 (14.4)	16,189 (18.8)	38,756 (27.3)
1035 - 1035	175,940 (15.7)	52,621 (12.9)	109,739 (19.5)	13,581 (9.3)	175,940 (15.7)	5,680 (31.8)	8,090 (34.3)	88,841 (12.0)	16,395 (14.8)	17,035 (19.8)	39,900 (28.1)
1036 - 1036	176,793 (15.8)	52,888 (12.9)	110,322 (19.6)	13,583 (9.3)	176,793 (15.8)	5,680 (31.8)	8,090 (34.3)	89,107 (12.1)	16,578 (15.0)	17,035 (19.8)	40,304 (28.4)
1037 - 1037	177,856 (15.9)	52,888 (12.9)	111,378 (19.7)	13,591 (9.3)	177,856 (15.9)	5,680 (31.8)	8,095 (34.3)	89,489 (12.1)	16,736 (15.1)	17,035 (19.8)	40,821 (28.8)
1038 - 1038	178,931 (16.0)	53,133 (13.0)	111,823 (19.8)	13,975 (9.6)	178,931 (16.0)	5,680 (31.8)	8,354 (35.4)	90,158 (12.2)	16,736 (15.1)	17,035 (19.8)	40,968 (28.9)
1039 - 1039	179,629 (16.0)	53,497 (13.1)	112,004 (19.9)	14,128 (9.7)	179,629 (16.0)	5,680 (31.8)	8,354 (35.4)	90,643 (12.3)	16,736 (15.1)	17,209 (20.0)	41,006 (28.9)
1040 - 1040	196,342 (17.5)	61,423 (15.0)	120,161 (21.3)	14,758 (10.1)	196,342 (17.5)	5,680 (31.8)	13,194 (55.9)	98,556 (13.3)	17,463 (15.8)	18,394 (21.4)	43,055 (30.3)
1041 - 1041	198,104 (17.7)	62,256 (15.2)	121,081 (21.5)	14,767 (10.1)	198,104 (17.7)	5,680 (31.8)	13,197 (55.9)	99,627 (13.5)	17,904 (16.1)	18,400 (21.4)	43,296 (30.5)
1042 - 1042	198,377 (17.7)	62,286 (15.2)	121,289 (21.5)	14,802 (10.1)	198,377 (17.7)	5,680 (31.8)	13,197 (55.9)	99,704 (13.5)	18,088 (16.3)	18,412 (21.4)	43,296 (30.5)
1043 - 1043	199,206 (17.8)	62,304 (15.2)	121,778 (21.6)	15,125 (10.3)	199,206 (17.8)	5,680 (31.8)	13,341 (56.5)	100,012 (13.5)	18,263 (16.5)	18,430 (21.4)	43,481 (30.6)
1044 - 1044	199,900 (17.9)	62,686 (15.3)	122,078 (21.6)	15,135 (10.3)	199,900 (17.9)	5,680 (31.8)	13,348 (56.5)	100,302 (13.6)	18,263 (16.5)	18,430 (21.4)	43,877 (30.9)
1045 - 1045	204,780 (18.3)	65,280 (16.0)	124,278 (22.0)	15,222 (10.4)	204,780 (18.3)	5,680 (31.8)	13,376 (56.7)	103,039 (13.9)	19,467 (17.6)	19,157 (22.2)	44,061 (31.0)

資料 4(1)

愛知県
最低賃金

1046	1046	204,829 (18.3)	65,280 (16.0)	124,278 (22.0)	15,272 (10.4)	204,829 (18.3)	5,680 (31.8)	13,376 (56.7)	103,067 (14.0)	19,467 (17.6)	19,177 (22.3)	44,063 (31.0)
1047	1047	206,816 (18.5)	66,705 (16.3)	124,741 (22.1)	15,370 (10.5)	206,816 (18.5)	5,680 (31.8)	13,824 (58.6)	104,267 (14.1)	19,480 (17.6)	19,351 (22.5)	44,215 (31.1)
1048	1048	206,991 (18.5)	66,716 (16.3)	124,861 (22.1)	15,414 (10.5)	206,991 (18.5)	5,680 (31.8)	13,824 (58.6)	104,306 (14.1)	19,496 (17.6)	19,351 (22.5)	44,335 (31.2)
1049	1049	207,061 (18.5)	66,716 (16.3)	124,878 (22.1)	15,467 (10.6)	207,061 (18.5)	5,680 (31.8)	13,824 (58.6)	104,366 (14.1)	19,496 (17.6)	19,361 (22.5)	44,335 (31.2)
1050	1050	241,177 (21.5)	80,856 (19.8)	139,380 (24.7)	20,942 (14.3)	241,177 (21.5)	6,450 (36.1)	14,324 (60.7)	123,585 (16.7)	22,883 (20.6)	21,949 (25.5)	51,986 (36.6)
1051	1051	241,498 (21.6)	80,856 (19.8)	139,560 (24.7)	21,082 (14.4)	241,498 (21.6)	6,605 (36.9)	14,324 (60.7)	123,740 (16.7)	22,885 (20.6)	21,949 (25.5)	51,996 (36.6)
1052	1052	242,245 (21.6)	81,386 (19.9)	139,778 (24.8)	21,082 (14.4)	242,245 (21.6)	6,605 (36.9)	14,324 (60.7)	124,206 (16.8)	23,166 (20.9)	21,949 (25.5)	51,996 (36.6)
1053	1053	243,356 (21.7)	82,308 (20.1)	139,956 (24.8)	21,093 (14.4)	243,356 (21.7)	6,605 (36.9)	14,324 (60.7)	125,132 (16.9)	23,340 (21.1)	21,959 (25.5)	51,996 (36.6)
1054	1054	244,076 (21.8)	82,546 (20.2)	140,438 (24.9)	21,093 (14.4)	244,076 (21.8)	6,605 (36.9)	14,324 (60.7)	125,692 (17.0)	23,340 (21.1)	21,959 (25.5)	52,157 (36.7)
1055	1055	244,823 (21.9)	83,153 (20.3)	140,537 (24.9)	21,133 (14.4)	244,823 (21.9)	6,605 (36.9)	14,324 (60.7)	126,297 (17.1)	23,459 (21.2)	21,982 (25.5)	52,157 (36.7)
1056	1056	244,946 (21.9)	83,158 (20.3)	140,539 (24.9)	21,249 (14.5)	244,946 (21.9)	6,605 (36.9)	14,339 (60.7)	126,404 (17.1)	23,459 (21.2)	21,982 (25.5)	52,158 (36.7)
1057	1057	246,472 (22.0)	83,915 (20.5)	140,977 (25.0)	21,580 (14.7)	246,472 (22.0)	6,619 (37.0)	14,377 (60.9)	127,369 (17.2)	23,568 (21.3)	22,128 (25.7)	52,410 (36.9)
1058	1058	247,357 (22.1)	84,055 (20.6)	141,052 (25.0)	22,251 (15.2)	247,357 (22.1)	6,619 (37.0)	14,377 (60.9)	128,229 (17.4)	23,568 (21.3)	22,140 (25.7)	52,423 (36.9)
1059	1059	248,653 (22.2)	84,495 (20.7)	141,424 (25.1)	22,734 (15.5)	248,653 (22.2)	6,619 (37.0)	14,377 (60.9)	129,523 (17.5)	23,568 (21.3)	22,143 (25.7)	52,423 (36.9)
1060	1060	256,303 (22.9)	87,674 (21.4)	144,620 (25.6)	24,009 (16.4)	256,303 (22.9)	6,619 (37.0)	14,377 (60.9)	134,440 (18.2)	24,104 (21.7)	22,740 (26.4)	54,023 (38.1)
1061	1061	257,558 (23.0)	87,674 (21.4)	145,305 (25.8)	24,579 (16.8)	257,558 (23.0)	6,619 (37.0)	14,377 (60.9)	135,120 (18.3)	24,332 (21.9)	22,792 (26.5)	54,317 (38.3)
1062	1062	259,630 (23.2)	89,582 (21.9)	145,449 (25.8)	24,599 (16.8)	259,630 (23.2)	6,619 (37.0)	14,385 (60.9)	136,382 (18.5)	24,332 (21.9)	22,792 (26.5)	55,119 (38.8)
1063	1063	259,837 (23.2)	89,646 (21.9)	145,505 (25.8)	24,687 (16.9)	259,837 (23.2)	6,619 (37.0)	14,385 (60.9)	136,540 (18.5)	24,356 (22.0)	22,801 (26.5)	55,135 (38.8)
1064	1064	259,953 (23.2)	89,646 (21.9)	145,527 (25.8)	24,780 (16.9)	259,953 (23.2)	6,619 (37.0)	14,385 (60.9)	136,656 (18.5)	24,356 (22.0)	22,801 (26.5)	55,135 (38.8)
1065	1065	261,295 (23.3)	90,221 (22.1)	146,254 (25.9)	24,820 (17.0)	261,295 (23.3)	6,619 (37.0)	14,401 (61.0)	137,399 (18.6)	24,369 (22.0)	22,960 (26.7)	55,546 (39.1)
1066	1066	261,996 (23.4)	90,373 (22.1)	146,723 (26.0)	24,900 (17.0)	261,996 (23.4)	6,619 (37.0)	14,401 (61.0)	138,100 (18.7)	24,369 (22.0)	22,960 (26.7)	55,546 (39.1)
1067	1067	262,798 (23.5)	90,534 (22.1)	147,117 (26.1)	25,148 (17.2)	262,798 (23.5)	6,619 (37.0)	14,401 (61.0)	138,683 (18.8)	24,369 (22.0)	23,180 (26.9)	55,546 (39.1)
1068	1068	263,804 (23.6)	90,918 (22.2)	147,443 (26.1)	25,443 (17.4)	263,804 (23.6)	6,619 (37.0)	14,401 (61.0)	139,510 (18.9)	24,381 (22.0)	23,194 (26.9)	55,699 (39.2)
1069	1069	264,067 (23.6)	90,918 (22.2)	147,688 (26.2)	25,461 (17.4)	264,067 (23.6)	6,619 (37.0)	14,632 (62.0)	139,541 (18.9)	24,381 (22.0)	23,194 (26.9)	55,699 (39.2)
		273,299	92,746	154,857	25,695	273,299	9,670	14,632	143,102	24,381	23,967	57,547

1070	1070	(24.4)	(22.7)	(27.4)	(17.6)	(24.4)	(54.1)	(62.0)	(19.4)	(22.0)	(27.8)	(40.5)
		274,581	93,706	154,890	25,986	274,581	9,670	14,644	144,229	24,524	23,967	57,547
1071	1071	(24.5)	(22.9)	(27.5)	(17.8)	(24.5)	(54.1)	(62.0)	(19.5)	(22.1)	(27.8)	(40.5)
		274,612	93,706	154,906	26,001	274,612	9,670	14,660	144,244	24,524	23,967	57,547
1072	1072	(24.5)	(22.9)	(27.5)	(17.8)	(24.5)	(54.1)	(62.1)	(19.5)	(22.1)	(27.8)	(40.5)
		274,765	93,706	154,924	26,135	274,765	9,670	14,668	144,345	24,537	23,967	57,578
1073	1073	(24.5)	(22.9)	(27.5)	(17.9)	(24.5)	(54.1)	(62.1)	(19.5)	(22.1)	(27.8)	(40.6)
		275,091	93,706	155,250	26,135	275,091	9,670	14,668	144,670	24,537	23,967	57,578
1074	1074	(24.6)	(22.9)	(27.5)	(17.9)	(24.6)	(54.1)	(62.1)	(19.6)	(22.1)	(27.8)	(40.6)
		276,480	94,537	155,782	26,161	276,480	9,670	14,684	145,097	24,858	24,091	58,080
1075	1075	(24.7)	(23.1)	(27.6)	(17.9)	(24.7)	(54.1)	(62.2)	(19.6)	(22.4)	(28.0)	(40.9)
		276,504	94,537	155,782	26,185	276,504	9,670	14,684	145,121	24,858	24,091	58,080
1076	1076	(24.7)	(23.1)	(27.6)	(17.9)	(24.7)	(54.1)	(62.2)	(19.6)	(22.4)	(28.0)	(40.9)
		277,552	95,216	156,066	26,270	277,552	9,670	14,684	146,013	24,858	24,246	58,080
1077	1077	(24.8)	(23.3)	(27.7)	(18.0)	(24.8)	(54.1)	(62.2)	(19.8)	(22.4)	(28.2)	(40.9)
		278,306	95,216	156,792	26,298	278,306	9,670	14,684	146,761	24,858	24,252	58,080
1078	1078	(24.9)	(23.3)	(27.8)	(18.0)	(24.9)	(54.1)	(62.2)	(19.9)	(22.4)	(28.2)	(40.9)
		279,301	95,758	157,136	26,407	279,301	9,670	14,684	147,757	24,858	24,252	58,080
1079	1079	(25.0)	(23.4)	(27.9)	(18.0)	(25.0)	(54.1)	(62.2)	(20.0)	(22.4)	(28.2)	(40.9)
		284,630	96,390	161,398	26,842	284,630	9,915	14,722	151,004	25,215	24,736	59,039
1080	1080	(25.4)	(23.6)	(28.6)	(18.3)	(25.4)	(55.5)	(62.4)	(20.4)	(22.7)	(28.7)	(41.6)
		292,011	97,069	168,034	26,908	292,011	13,588	15,601	153,552	25,223	24,763	59,284
1081	1081	(26.1)	(23.7)	(29.8)	(18.4)	(26.1)	(76.0)	(66.1)	(20.8)	(22.7)	(28.8)	(41.8)
		292,436	97,314	168,195	26,927	292,436	13,588	15,601	153,967	25,223	24,763	59,294
1082	1082	(26.1)	(23.8)	(29.8)	(18.4)	(26.1)	(76.0)	(66.1)	(20.8)	(22.7)	(28.8)	(41.8)
		293,377	98,138	168,253	26,986	293,377	13,588	15,614	154,895	25,223	24,763	59,294
1083	1083	(26.2)	(24.0)	(29.8)	(18.4)	(26.2)	(76.0)	(66.1)	(21.0)	(22.7)	(28.8)	(41.8)
		293,858	98,142	168,719	26,997	293,858	13,588	15,614	155,128	25,229	25,003	59,296
1084	1084	(26.3)	(24.0)	(29.9)	(18.5)	(26.3)	(76.0)	(66.1)	(21.0)	(22.8)	(29.0)	(41.8)
		294,854	98,142	169,666	27,046	294,854	13,588	15,622	155,710	25,605	25,003	59,325
1085	1085	(26.3)	(24.0)	(30.1)	(18.5)	(26.3)	(76.0)	(66.2)	(21.1)	(23.1)	(29.0)	(41.8)
		295,048	98,212	169,789	27,046	295,048	13,588	15,622	155,738	25,661	25,007	59,430
1086	1086	(26.4)	(24.0)	(30.1)	(18.5)	(26.4)	(76.0)	(66.2)	(21.1)	(23.1)	(29.0)	(41.9)
		295,477	98,626	169,791	27,059	295,477	13,588	15,622	155,907	25,661	25,267	59,430
1087	1087	(26.4)	(24.1)	(30.1)	(18.5)	(26.4)	(76.0)	(66.2)	(21.1)	(23.1)	(29.3)	(41.9)
		295,779	98,638	169,914	27,227	295,779	13,588	15,622	155,953	25,661	25,389	59,565
1088	1088	(26.4)	(24.1)	(30.1)	(18.6)	(26.4)	(76.0)	(66.2)	(21.1)	(23.1)	(29.5)	(42.0)
		297,743	98,638	171,587	27,518	297,743	13,588	15,622	157,915	25,663	25,389	59,565
1089	1089	(26.6)	(24.1)	(30.4)	(18.8)	(26.6)	(76.0)	(66.2)	(21.4)	(23.1)	(29.5)	(42.0)
		303,766	102,227	173,765	27,774	303,766	13,588	17,578	160,828	26,043	25,735	59,994
1090	1090	(27.1)	(25.0)	(30.8)	(19.0)	(27.1)	(76.0)	(74.5)	(21.8)	(23.5)	(29.9)	(42.3)
		304,131	102,227	173,905	27,999	304,131	13,588	17,578	161,070	26,166	25,735	59,994
1091	1091	(27.2)	(25.0)	(30.8)	(19.1)	(27.2)	(76.0)	(74.5)	(21.8)	(23.6)	(29.9)	(42.3)
		305,042	102,479	174,546	28,017	305,042	13,588	17,825	161,605	26,208	25,778	60,037
1092	1092	(27.3)	(25.1)	(30.9)	(19.1)	(27.3)	(76.0)	(75.5)	(21.9)	(23.6)	(29.9)	(42.3)
		305,313	102,479	174,775	28,060	305,313	13,588	17,860	161,660	26,208	25,952	60,045
1093	1093	(27.3)	(25.1)	(31.0)	(19.2)	(27.3)	(76.0)	(75.7)	(21.9)	(23.6)	(30.1)	(42.3)
		305,711	102,479	175,124	28,107	305,711	13,588	17,860	161,702	26,544	25,952	60,064
1094	1094	(27.3)	(25.1)	(31.0)	(19.2)	(27.3)	(76.0)	(75.7)	(21.9)	(23.9)	(30.1)	(42.3)

1095	1095	307,082 (27.4)	102,919 (25.2)	175,677 (31.1)	28,485 (19.5)	307,082 (27.4)	13,588 (76.0)	17,860 (75.7)	162,860 (22.0)	26,544 (23.9)	25,952 (30.1)	60,278 (42.5)
1096	1096	307,225 (27.4)	103,022 (25.2)	175,683 (31.1)	28,520 (19.5)	307,225 (27.4)	13,588 (76.0)	17,860 (75.7)	162,988 (22.1)	26,544 (23.9)	25,967 (30.2)	60,278 (42.5)
1097	1097	307,729 (27.5)	103,022 (25.2)	176,165 (31.2)	28,543 (19.5)	307,729 (27.5)	13,588 (76.0)	17,880 (75.7)	163,197 (22.1)	26,550 (23.9)	25,967 (30.2)	60,547 (42.7)
1098	1098	307,928 (27.5)	103,022 (25.2)	176,338 (31.3)	28,568 (19.5)	307,928 (27.5)	13,588 (76.0)	17,880 (75.7)	163,272 (22.1)	26,550 (23.9)	26,090 (30.3)	60,547 (42.7)
1099	1099	308,218 (27.5)	103,022 (25.2)	176,485 (31.3)	28,711 (19.6)	308,218 (27.5)	13,588 (76.0)	18,003 (76.3)	163,435 (22.1)	26,550 (23.9)	26,090 (30.3)	60,552 (42.7)
1100	1100	367,267 (32.8)	121,453 (29.7)	213,946 (37.9)	31,868 (21.8)	367,267 (32.8)	15,090 (84.4)	19,836 (84.0)	193,806 (26.2)	31,666 (28.6)	34,609 (40.2)	72,260 (50.9)
1101	1101	368,393 (32.9)	122,199 (29.9)	214,171 (38.0)	32,023 (21.9)	368,393 (32.9)	15,090 (84.4)	19,862 (84.1)	194,845 (26.4)	31,696 (28.6)	34,615 (40.2)	72,285 (50.9)
1102	1102	369,145 (33.0)	122,339 (29.9)	214,387 (38.0)	32,419 (22.2)	369,145 (33.0)	15,090 (84.4)	19,862 (84.1)	195,258 (26.4)	31,833 (28.7)	34,640 (40.2)	72,461 (51.0)
1103	1103	369,191 (33.0)	122,376 (29.9)	214,396 (38.0)	32,419 (22.2)	369,191 (33.0)	15,090 (84.4)	19,862 (84.1)	195,285 (26.4)	31,833 (28.7)	34,645 (40.2)	72,476 (51.1)
1104	1104	369,979 (33.1)	122,513 (30.0)	214,508 (38.0)	32,958 (22.5)	369,979 (33.1)	15,090 (84.4)	19,862 (84.1)	196,071 (26.5)	31,833 (28.7)	34,645 (40.2)	72,478 (51.1)
1105	1105	370,593 (33.1)	122,688 (30.0)	214,917 (38.1)	32,988 (22.5)	370,593 (33.1)	15,090 (84.4)	19,862 (84.1)	196,163 (26.6)	32,003 (28.9)	34,993 (40.6)	72,480 (51.1)
1106	1106	371,286 (33.2)	122,995 (30.1)	215,275 (38.2)	33,016 (22.6)	371,286 (33.2)	15,090 (84.4)	19,874 (84.2)	196,523 (26.6)	32,003 (28.9)	35,178 (40.9)	72,617 (51.2)
1107	1107	371,885 (33.2)	123,169 (30.1)	215,523 (38.2)	33,192 (22.7)	371,885 (33.2)	15,090 (84.4)	19,874 (84.2)	197,069 (26.7)	32,019 (28.9)	35,193 (40.9)	72,640 (51.2)
1108	1108	371,942 (33.2)	123,169 (30.1)	215,581 (38.2)	33,192 (22.7)	371,942 (33.2)	15,090 (84.4)	19,874 (84.2)	197,126 (26.7)	32,019 (28.9)	35,193 (40.9)	72,640 (51.2)
1109	1109	372,472 (33.3)	123,389 (30.2)	215,852 (38.3)	33,230 (22.7)	372,472 (33.3)	15,090 (84.4)	19,884 (84.2)	197,499 (26.7)	32,019 (28.9)	35,193 (40.9)	72,787 (51.3)
1110	1110	377,515 (33.7)	126,424 (30.9)	217,416 (38.5)	33,676 (23.0)	377,515 (33.7)	15,090 (84.4)	19,884 (84.2)	199,436 (27.0)	33,609 (30.3)	36,418 (42.3)	73,079 (51.5)
1111	1111	379,401 (33.9)	127,616 (31.2)	218,023 (38.6)	33,762 (23.1)	379,401 (33.9)	15,090 (84.4)	19,884 (84.2)	200,413 (27.1)	33,609 (30.3)	36,862 (42.8)	73,544 (51.8)
1112	1112	383,000 (34.2)	127,616 (31.2)	221,573 (39.3)	33,810 (23.1)	383,000 (34.2)	15,090 (84.4)	19,898 (84.3)	200,616 (27.2)	34,677 (31.3)	36,862 (42.8)	75,857 (53.4)
1113	1113	384,218 (34.3)	127,789 (31.3)	222,338 (39.4)	34,090 (23.3)	384,218 (34.3)	15,090 (84.4)	19,898 (84.3)	201,791 (27.3)	34,719 (31.3)	36,862 (42.8)	75,857 (53.4)
1114	1114	384,706 (34.4)	127,804 (31.3)	222,787 (39.5)	34,115 (23.3)	384,706 (34.4)	15,090 (84.4)	19,898 (84.3)	202,011 (27.3)	34,719 (31.3)	36,862 (42.8)	76,126 (53.6)
1115	1115	385,225 (34.4)	128,084 (31.3)	222,974 (39.5)	34,167 (23.4)	385,225 (34.4)	15,090 (84.4)	19,898 (84.3)	202,498 (27.4)	34,743 (31.3)	36,862 (42.8)	76,133 (53.6)
1116	1116	385,820 (34.5)	128,639 (31.5)	222,990 (39.5)	34,191 (23.4)	385,820 (34.5)	15,090 (84.4)	19,898 (84.3)	202,842 (27.5)	34,994 (31.6)	36,862 (42.8)	76,133 (53.6)
1117	1117	386,394 (34.5)	128,799 (31.5)	223,335 (39.6)	34,260 (23.4)	386,394 (34.5)	15,090 (84.4)	19,912 (84.3)	203,375 (27.5)	35,002 (31.6)	36,881 (42.8)	76,133 (53.6)
1118	1118	386,493 (34.5)	128,799 (31.5)	223,367 (39.6)	34,328 (23.5)	386,493 (34.5)	15,090 (84.4)	19,912 (84.3)	203,475 (27.5)	35,002 (31.6)	36,881 (42.8)	76,133 (53.6)
		387,625	129,028	223,651	34,947	387,625	15,090	19,956	204,453	35,082	36,881	76,162

1119	1119	(34.6)	(31.6)	(39.6)	(23.9)	(34.6)	(84.4)	(84.5)	(27.7)	(31.6)	(42.8)	(53.7)
		393,593	131,525	226,600	35,468	393,593	15,090	19,956	208,818	35,483	37,723	76,524
1120	1120	(35.2)	(32.2)	(40.2)	(24.2)	(35.2)	(84.4)	(84.5)	(28.3)	(32.0)	(43.8)	(53.9)
		394,015	131,525	226,986	35,504	394,015	15,090	19,956	209,238	35,484	37,723	76,524
1121	1121	(35.2)	(32.2)	(40.2)	(24.3)	(35.2)	(84.4)	(84.5)	(28.3)	(32.0)	(43.8)	(53.9)
		394,239	131,525	227,026	35,688	394,239	15,090	19,956	209,454	35,484	37,723	76,533
1122	1122	(35.2)	(32.2)	(40.2)	(24.4)	(35.2)	(84.4)	(84.5)	(28.3)	(32.0)	(43.8)	(53.9)
		394,311	131,540	227,041	35,730	394,311	15,090	19,956	209,490	35,484	37,731	76,560
1123	1123	(35.2)	(32.2)	(40.2)	(24.4)	(35.2)	(84.4)	(84.5)	(28.4)	(32.0)	(43.8)	(53.9)
		394,690	131,540	227,250	35,900	394,690	15,090	19,956	209,658	35,484	37,733	76,769
1124	1124	(35.3)	(32.2)	(40.3)	(24.5)	(35.3)	(84.4)	(84.5)	(28.4)	(32.0)	(43.8)	(54.1)
		396,443	132,117	228,366	35,961	396,443	15,090	19,974	210,961	35,500	37,733	77,185
1125	1125	(35.4)	(32.3)	(40.5)	(24.6)	(35.4)	(84.4)	(84.6)	(28.6)	(32.0)	(43.8)	(54.4)
		396,641	132,266	228,381	35,995	396,641	15,090	19,984	211,024	35,500	37,733	77,310
1126	1126	(35.4)	(32.4)	(40.5)	(24.6)	(35.4)	(84.4)	(84.7)	(28.6)	(32.0)	(43.8)	(54.5)
		397,270	132,566	228,668	36,036	397,270	15,090	19,984	211,524	35,512	37,833	77,326
1127	1127	(35.5)	(32.4)	(40.5)	(24.6)	(35.5)	(84.4)	(84.7)	(28.6)	(32.0)	(43.9)	(54.5)
		398,336	132,566	229,679	36,091	398,336	15,090	19,984	212,211	35,525	37,833	77,693
1128	1129	(35.6)	(32.4)	(40.7)	(24.7)	(35.6)	(84.4)	(84.7)	(28.7)	(32.0)	(43.9)	(54.7)
		409,796	136,872	235,269	37,656	409,796	15,437	20,015	219,165	36,267	39,558	79,354
1130	1139	(36.6)	(33.5)	(41.7)	(25.7)	(36.6)	(86.4)	(84.8)	(29.7)	(32.7)	(45.9)	(55.9)
		415,681	138,875	238,533	38,273	415,681	15,437	20,031	222,291	36,970	40,343	80,609
1140	1149	(37.1)	(34.0)	(42.3)	(26.2)	(37.1)	(86.4)	(84.9)	(30.1)	(33.3)	(46.9)	(56.8)
		431,728	145,390	245,566	40,771	431,728	15,437	20,064	234,972	38,862	40,964	81,428
1150	1159	(38.6)	(35.6)	(43.5)	(27.9)	(38.6)	(86.4)	(85.0)	(31.8)	(35.1)	(47.6)	(57.4)
		441,365	148,040	251,413	41,912	441,365	15,437	20,250	241,554	39,100	41,734	83,290
1160	1169	(39.4)	(36.2)	(44.6)	(28.6)	(39.4)	(86.4)	(85.8)	(32.7)	(35.3)	(48.5)	(58.7)
		446,657	150,232	252,930	43,494	446,657	15,437	20,277	245,259	39,936	41,882	83,865
1170	1179	(39.9)	(36.8)	(44.8)	(29.7)	(39.9)	(86.4)	(85.9)	(33.2)	(36.0)	(48.6)	(59.1)
		457,151	152,448	259,591	45,111	457,151	15,437	20,330	251,696	41,430	42,171	86,086
1180	1189	(40.8)	(37.3)	(46.0)	(30.8)	(40.8)	(86.4)	(86.1)	(34.1)	(37.4)	(49.0)	(60.6)
		466,435	155,809	263,479	47,147	466,435	15,437	20,334	258,568	41,850	43,454	86,792
1190	1199	(41.7)	(38.1)	(46.7)	(32.2)	(41.7)	(86.4)	(86.1)	(35.0)	(37.7)	(50.5)	(61.1)
		559,538	195,327	306,346	57,865	559,538	16,667	23,133	322,349	49,760	49,226	98,403
1200	1299	(50.0)	(47.8)	(54.3)	(39.5)	(50.0)	(93.2)	(98.0)	(43.6)	(44.9)	(57.2)	(69.3)
		639,487	224,360	344,716	70,411	639,487	16,667	23,428	381,186	53,208	56,330	108,668
1300	1399	(57.1)	(54.9)	(61.1)	(48.1)	(57.1)	(93.2)	(99.2)	(51.6)	(48.0)	(65.4)	(76.5)
		697,888	244,450	370,304	83,133	697,888	17,876	23,589	427,633	56,731	59,825	112,234
1400	1499	(62.4)	(59.8)	(65.6)	(56.8)	(62.4)	(100.0)	(99.9)	(57.9)	(51.2)	(69.5)	(79.1)
		761,473	269,908	397,723	93,842	761,473		23,589	475,294	63,165	63,482	118,067
1500	1599	(68.0)	(66.0)	(70.5)	(64.1)	(68.0)		(99.9)	(64.3)	(57.0)	(73.7)	(83.2)
		808,502	288,087	419,072	101,342	808,502		23,598	508,654	69,062	66,995	122,317
1600	1699	(72.2)	(70.5)	(74.3)	(69.3)	(72.2)		(100.0)	(68.8)	(62.3)	(77.8)	(86.2)
		848,693	300,097	439,265	109,331	848,693		23,606	541,345	71,513	68,927	125,426
1700	1799	(75.8)	(73.4)	(77.9)	(74.7)	(75.8)		(100.0)	(73.3)	(64.5)	(80.0)	(88.4)
		888,489	313,594	457,763	117,131	888,489			573,555	75,512	70,506	127,433
1800	1899	(79.4)	(76.7)	(81.1)	(80.0)	(79.4)			(77.6)	(68.1)	(81.9)	(89.8)
		913,895	324,086	468,289	121,520	913,895			593,988	78,070	71,979	128,376
1900	1999	(81.7)	(79.3)	(83.0)	(83.0)	(81.7)			(80.4)	(70.4)	(83.6)	(90.4)

2000	1,119,244 (100.0)	408,771 (100.0)	564,150 (100.0)	146,323 (100.0)	1,119,244 (100.0)			738,817 (100.0)	110,874 (100.0)	86,111 (100.0)	141,959 (100.0)
月平均賃金額	204,452	202,054	194,944	247,805	204,452	40,762	62,622	222,022	245,601	191,622	132,849
時間当平均賃金額	1,705	2,021	1,510	1,577	1,705	1,094	1,079	1,824	1,752	1,502	1,356
月一人当たり労働時間数	124	119	119	156	124	37	57	132	131	122	99
第1・20分位数	1,027	1,027	1,027	1,028	1,027	1,027	1,027	1,028	1,027	1,027	1,027
第1・10分位数	1,030	1,030	1,030	1,040	1,030	1,027	1,027	1,030	1,030	1,028	1,027
第1・4分位数	1,080	1,090	1,058	1,132	1,080	1,030	1,030	1,100	1,100	1,050	1,032
中位数	1,300	1,319	1,225	1,420	1,300	1,070	1,040	1,377	1,448	1,193	1,100
四分位偏差係数	0.2685	0.2854	0.2637	0.2352	0.2685	0.0238	0.0298	0.2662	0.3498	0.2368	0.1445

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表)

06年 総括表(2)

産業：(全て)

就業形態：(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当たり所定内賃金額(円) (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
計	1,119,244	517,662	3,159	7,052	356,228	49,199	35,942	66,081	601,582	14,716	16,554	382,589	61,675	50,169	75,878
1,025 - 1,025	8,851 (0.8)	3,243 (0.6)		40 (0.6)	1,963 (0.6)			54 (0.2)	1,186 (1.8)	5,609 (0.9)		332 (2.0)	199 (0.3)	1,513 (3.0)	1,254 (1.7)
1,026 - 1,026	9,797 (0.9)	3,928 (0.8)		40 (0.6)	1,963 (0.6)			54 (0.2)	1,871 (2.8)	5,869 (1.0)		332 (2.0)	2,325 (0.6)	427 (0.7)	1,513 (3.0)
1,027 - 1,027	80,219 (7.2)	24,943 (4.8)	1,643 (52.0)	1,696 (24.1)	11,239 (3.2)	329 (0.7)	977 (2.7)	9,059 (13.7)	55,276 (9.2)	1,358 (9.2)	1,014 (6.1)	24,731 (6.5)	8,009 (13.0)	7,410 (14.8)	12,754 (16.8)
1,028 - 1,028	85,674 (7.7)	25,566 (4.9)	1,643 (52.0)	1,710 (24.2)	11,617 (3.3)	344 (0.7)	977 (2.7)	9,275 (14.0)	60,109 (10.0)	1,358 (9.2)	1,014 (6.1)	26,273 (6.9)	8,436 (13.7)	8,131 (16.2)	14,898 (19.6)
1,029 - 1,029	86,300 (7.7)	25,780 (5.0)	1,643 (52.0)	1,736 (24.6)	11,806 (3.3)	344 (0.7)	977 (2.7)	9,275 (14.0)	60,520 (10.1)	1,358 (9.2)	1,014 (6.1)	26,541 (6.9)	8,436 (13.7)	8,136 (16.2)	15,035 (19.8)
1,030 - 1,030	158,271 (14.1)	42,812 (8.3)	2,025 (64.1)	3,708 (52.6)	22,250 (6.2)	401 (0.8)	1,761 (4.9)	12,666 (19.2)	115,459 (19.2)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	57,690 (15.1)	14,920 (24.2)	12,684 (25.3)	22,143 (29.2)
1,031 - 1,031	159,663 (14.3)	42,976 (8.3)	2,025 (64.1)	3,708 (52.6)	22,415 (6.3)	401 (0.8)	1,761 (4.9)	12,666 (19.2)	116,687 (19.4)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	58,743 (15.4)	14,920 (24.2)	12,684 (25.3)	22,318 (29.4)
1,032 - 1,032	167,283 (14.9)	43,689 (8.4)	2,025 (64.1)	3,723 (52.8)	22,441 (6.4)	401 (0.8)	1,761 (4.9)	13,338 (20.2)	123,594 (20.5)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	62,113 (16.2)	15,592 (25.3)	14,237 (28.4)	23,631 (31.1)
1,033 - 1,033	170,429 (15.2)	45,038 (8.7)	2,025 (64.1)	3,723 (52.8)	23,785 (6.7)	401 (0.8)	1,765 (4.9)	13,338 (20.2)	125,391 (20.8)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	62,794 (16.4)	15,610 (25.3)	14,246 (28.4)	24,720 (32.6)
1,034 - 1,034	172,087 (15.4)	45,255 (8.7)	2,025 (64.1)	3,723 (52.8)	23,825 (6.7)	401 (0.8)	1,943 (5.4)	13,338 (20.2)	126,832 (21.1)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	63,531 (16.6)	15,616 (25.3)	14,246 (28.4)	25,418 (33.5)
1,035 - 1,035	175,940 (15.7)	45,857 (8.9)	2,025 (64.1)	3,723 (52.8)	24,018 (6.7)	401 (0.8)	2,117 (5.9)	13,573 (20.5)	130,083 (21.6)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	64,823 (16.9)	15,994 (25.9)	14,918 (29.7)	26,327 (34.7)
1,036 - 1,036	176,793 (15.8)	45,863 (8.9)	2,025 (64.1)	3,723 (52.8)	24,018 (6.7)	401 (0.8)	2,117 (5.9)	13,579 (20.5)	130,930 (21.8)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	65,090 (17.0)	16,177 (26.2)	14,918 (29.7)	26,725 (35.2)
1,037 - 1,037	177,856 (15.9)	46,352 (9.0)	2,025 (64.1)	3,728 (52.9)	24,179 (6.8)	401 (0.8)	2,117 (5.9)	13,902 (21.0)	131,505 (21.9)	3,654 (24.8)	4,366 (26.4)	65,311 (17.1)	16,335 (26.5)	14,918 (29.7)	26,919 (35.5)
1,038 - 1,038	178,931 (16.0)	46,592 (9.0)	2,025 (64.1)	3,743 (53.1)	24,257 (6.8)	401 (0.8)	2,117 (5.9)	14,049 (21.3)	132,339 (22.0)	3,654 (24.8)	4,612 (27.9)	65,901 (17.2)	16,335 (26.5)	14,918 (29.7)	26,919 (35.5)
1,039 - 1,039	179,629 (16.0)	46,628 (9.0)	2,025 (64.1)	3,743 (53.1)	24,284 (6.8)	401 (0.8)	2,117 (5.9)	14,059 (21.3)	133,000 (22.1)	3,654 (24.8)	4,612 (27.9)	66,359 (17.3)	16,335 (26.5)	15,093 (30.1)	26,947 (35.5)
1,040 - 1,040	196,342 (17.5)	50,881 (9.8)	2,025 (64.1)	4,522 (64.1)	27,515 (7.7)	401 (0.8)	2,329 (6.5)	14,090 (21.3)	145,461 (24.2)	3,654 (24.8)	8,672 (52.4)	71,042 (18.6)	17,062 (27.7)	16,065 (32.0)	28,965 (38.2)
1,041 - 1,041	198,104 (17.7)	51,223 (9.9)	2,025 (64.1)	4,522 (64.1)	27,837 (7.8)	401 (0.8)	2,335 (6.5)	14,102 (21.3)	146,881 (24.4)	3,654 (24.8)	8,675 (52.4)	71,790 (18.8)	17,503 (28.4)	16,065 (32.0)	29,194 (38.5)
1,042 - 1,042	198,377 (17.7)	51,274 (9.9)	2,025 (64.1)	4,522 (64.1)	27,877 (7.8)	401 (0.8)	2,347 (6.5)	14,102 (21.3)	147,103 (24.5)	3,654 (24.8)	8,675 (52.4)	71,827 (18.8)	17,687 (28.7)	16,065 (32.0)	29,194 (38.5)
1,043 - 1,043	199,206 (17.8)	51,689 (10.0)	2,025 (64.1)	4,666 (66.2)	27,972 (7.9)	401 (0.8)	2,347 (6.5)	14,277 (21.6)	147,517 (24.5)	3,654 (24.8)	8,675 (52.4)	72,040 (18.8)	17,862 (29.0)	16,083 (32.1)	29,204 (38.5)
1,044 - 1,044	199,900 (17.9)	51,836 (10.0)	2,025 (64.1)	4,666 (66.2)	27,972 (7.9)	401 (0.8)	2,347 (6.5)	14,424 (21.8)	148,064 (24.6)	3,654 (24.8)	8,682 (52.4)	72,330 (18.9)	17,862 (29.0)	16,083 (32.1)	29,453 (38.8)
1,045 - 1,045	204,780 (18.3)	52,106 (10.1)	2,025 (64.1)	4,672 (66.2)	27,999 (7.9)	414 (0.8)	2,572 (7.2)	14,424 (21.8)	152,674 (25.4)	3,654 (24.8)	8,704 (52.6)	75,040 (19.6)	19,052 (30.9)	16,586 (33.1)	29,637 (39.1)
1,046 - 1,046	204,829 (18.3)	52,129 (10.1)	2,025 (64.1)	4,672 (66.2)	28,010 (7.9)	414 (0.8)	2,581 (7.2)	14,426 (21.8)	152,700 (25.4)	3,654 (24.8)	8,704 (52.6)	75,057 (19.6)	19,052 (30.9)	16,595 (33.1)	29,637 (39.1)
1,047 - 1,047	206,816 (18.5)	52,196 (10.1)	2,025 (64.1)	4,672 (66.2)	28,060 (7.9)	414 (0.8)	2,581 (7.2)	14,444 (21.9)	154,619 (25.7)	3,654 (24.8)	9,152 (55.3)	76,207 (19.9)	19,065 (30.9)	16,770 (33.4)	29,771 (39.2)
1,048 - 1,048	206,991 (18.5)	52,341 (10.1)	2,025 (64.1)	4,672 (66.2)	28,084 (7.9)	414 (0.8)	2,581 (7.2)	14,565 (22.0)	154,650 (25.7)	3,654 (24.8)	9,152 (55.3)	76,222 (19.9)	19,081 (30.9)	16,770 (33.4)	29,771 (39.2)
1,049 - 1,049	207,061 (18.5)	52,394 (10.1)	2,025 (64.1)	4,672 (66.2)	28,127 (7.9)	414 (0.8)	2,591 (7.2)	14,565 (22.0)	154,666 (25.7)	3,654 (24.8)	9,152 (55.3)	76,239 (19.9)	19,081 (30.9)	16,770 (33.4)	29,771 (39.2)
1,050 - 1,050	241,177 (21.5)	60,263 (11.6)	2,158 (68.3)	4,672 (66.2)	31,400 (8.8)	603 (1.2)	3,159 (8.8)	18,272 (27.7)	180,914 (30.1)	4,292 (29.2)	9,652 (58.3)	92,185 (24.1)	22,279 (36.1)	18,790 (37.5)	33,714 (44.4)
1,051 - 1,051	241,498 (21.6)	60,376 (11.7)	2,158 (68.3)	4,672 (66.2)	31,503 (8.8)	603 (1.2)	3,159 (8.8)	18,282 (27.7)	181,122 (30.1)	4,447 (30.2)	9,652 (58.3)	92,237 (24.1)	22,281 (36.1)	18,790 (37.5)	33,714 (44.4)
1,052 - 1,052	242,245 (21.6)	60,589 (11.7)	2,158 (68.3)	4,672 (66.2)	31,716 (8.9)	603 (1.2)	3,159 (8.8)	18,282 (27.7)	181,656 (30.2)	4,447 (30.2)	9,652 (58.3)	92,491 (24.2)	22,563 (36.6)	18,790 (37.5)	33,714 (44.4)

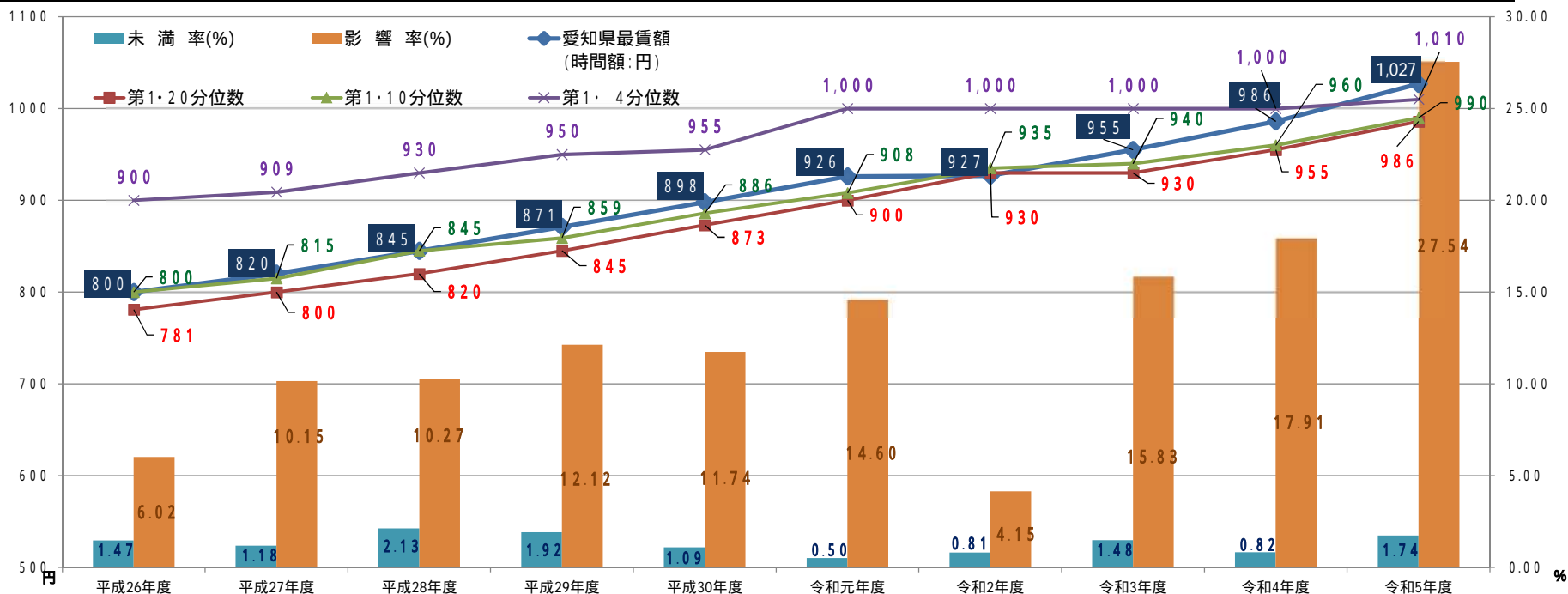
資料 4(2)

愛知県
最低賃金

		243,356	60,589	2,158	4,672	31,716	603	3,159	18,282	182,767	4,447	9,652	93,417	22,737	18,800	33,714
1,053	1,053	(21.7)	(11.7)	(68.3)	(66.2)	(8.9)	(1.2)	(8.8)	(27.7)	(30.4)	(30.2)	(58.3)	(24.4)	(36.9)	(37.5)	(44.4)
		244,076	60,915	2,158	4,672	31,881	603	3,159	18,443	183,161	4,447	9,652	93,811	22,737	18,800	33,714
1,054	1,054	(21.8)	(11.8)	(68.3)	(66.2)	(8.9)	(1.2)	(8.8)	(27.9)	(30.4)	(30.2)	(58.3)	(24.5)	(36.9)	(37.5)	(44.4)
		244,823	60,966	2,158	4,672	31,932	603	3,159	18,443	183,857	4,447	9,652	94,365	22,855	18,823	33,714
1,055	1,055	(21.9)	(11.8)	(68.3)	(66.2)	(9.0)	(1.2)	(8.8)	(27.9)	(30.6)	(30.2)	(58.3)	(24.7)	(37.1)	(37.5)	(44.4)
		244,946	60,994	2,158	4,687	31,943	603	3,159	18,444	183,952	4,447	9,652	94,461	22,855	18,823	33,714
1,056	1,056	(21.9)	(11.8)	(68.3)	(66.5)	(9.0)	(1.2)	(8.8)	(27.9)	(30.6)	(30.2)	(58.3)	(24.7)	(37.1)	(37.5)	(44.4)
		246,472	61,409	2,158	4,724	32,077	603	3,159	18,687	185,063	4,462	9,652	95,292	22,965	18,970	33,722
1,057	1,057	(22.0)	(11.9)	(68.3)	(67.0)	(9.0)	(1.2)	(8.8)	(28.3)	(30.8)	(30.3)	(58.3)	(24.9)	(37.2)	(37.8)	(44.4)
		247,357	61,878	2,158	4,724	32,533	603	3,159	18,701	185,479	4,462	9,652	95,696	22,965	18,982	33,722
1,058	1,058	(22.1)	(12.0)	(68.3)	(67.0)	(9.1)	(1.2)	(8.8)	(28.3)	(30.8)	(30.3)	(58.3)	(25.0)	(37.2)	(37.8)	(44.4)
		248,653	62,351	2,158	4,724	33,006	603	3,159	18,701	186,302	4,462	9,652	96,516	22,965	18,984	33,722
1,059	1,059	(22.2)	(12.0)	(68.3)	(67.0)	(9.3)	(1.2)	(8.8)	(28.3)	(31.0)	(30.3)	(58.3)	(25.2)	(37.2)	(37.8)	(44.4)
		256,303	63,241	2,158	4,724	33,436	603	3,261	19,058	193,062	4,462	9,652	101,004	23,500	19,479	34,965
1,060	1,060	(22.9)	(12.2)	(68.3)	(67.0)	(9.4)	(1.2)	(9.1)	(28.8)	(32.1)	(30.3)	(58.3)	(26.4)	(38.1)	(38.8)	(46.1)
		257,558	64,010	2,158	4,724	33,883	832	3,261	19,352	193,548	4,462	9,652	101,437	23,500	19,531	34,965
1,061	1,061	(23.0)	(12.4)	(68.3)	(67.0)	(9.5)	(1.7)	(9.1)	(29.3)	(32.2)	(30.3)	(58.3)	(26.5)	(38.1)	(38.9)	(46.1)
		259,630	64,166	2,158	4,724	33,838	832	3,261	19,352	195,464	4,462	9,661	102,543	23,500	19,531	35,767
1,062	1,062	(23.2)	(12.4)	(68.3)	(67.0)	(9.5)	(1.7)	(9.1)	(29.3)	(32.5)	(30.3)	(58.4)	(26.8)	(38.1)	(38.9)	(47.1)
		259,837	64,340	2,158	4,724	33,988	832	3,270	19,368	195,497	4,462	9,661	102,552	23,524	19,531	35,767
1,063	1,063	(23.2)	(12.4)	(68.3)	(67.0)	(9.5)	(1.7)	(9.1)	(29.3)	(32.5)	(30.3)	(58.4)	(26.8)	(38.1)	(38.9)	(47.1)
		259,953	64,354	2,158	4,724	34,002	832	3,270	19,368	195,600	4,462	9,661	102,655	23,524	19,531	35,767
1,064	1,064	(23.2)	(12.4)	(68.3)	(67.0)	(9.5)	(1.7)	(9.1)	(29.3)	(32.5)	(30.3)	(58.4)	(26.8)	(38.1)	(38.9)	(47.1)
		261,295	64,923	2,158	4,740	34,131	845	3,270	19,778	196,372	4,462	9,661	103,268	23,524	19,690	35,767
1,065	1,065	(23.3)	(12.5)	(68.3)	(67.2)	(9.6)	(1.7)	(9.1)	(29.9)	(32.6)	(30.3)	(58.4)	(27.0)	(38.1)	(39.2)	(47.1)
		261,996	64,923	2,158	4,740	34,131	845	3,270	19,778	197,073	4,462	9,661	103,969	23,524	19,690	35,767
1,066	1,066	(23.4)	(12.5)	(68.3)	(67.2)	(9.6)	(1.7)	(9.1)	(29.9)	(32.8)	(30.3)	(58.4)	(27.2)	(38.1)	(39.2)	(47.1)
		262,798	65,155	2,158	4,740	34,144	845	3,489	19,778	197,643	4,462	9,661	104,539	23,524	19,690	35,767
1,067	1,067	(23.5)	(12.6)	(68.3)	(67.2)	(9.6)	(1.7)	(9.7)	(29.9)	(32.9)	(30.3)	(58.4)	(27.3)	(38.1)	(39.2)	(47.1)
		263,804	65,905	2,158	4,740	34,726	845	3,504	19,931	197,900	4,462	9,661	104,784	23,536	19,690	35,767
1,068	1,068	(23.6)	(12.7)	(68.3)	(67.2)	(9.7)	(1.7)	(9.8)	(30.2)	(32.9)	(30.3)	(58.4)	(27.4)	(38.2)	(39.2)	(47.1)
		264,067	65,936	2,158	4,740	34,757	845	3,504	19,931	198,131	4,462	9,892	104,784	23,536	19,690	35,767
1,069	1,069	(23.6)	(12.7)	(68.3)	(67.2)	(9.8)	(1.7)	(9.8)	(30.2)	(32.9)	(30.3)	(59.8)	(27.4)	(38.2)	(39.2)	(47.1)
		273,299	66,457	2,158	4,740	34,891	845	3,504	20,318	206,841	7,512	9,892	108,210	23,536	20,463	37,229
1,070	1,070	(24.4)	(12.8)	(68.3)	(67.2)	(9.8)	(1.7)	(9.8)	(30.7)	(34.4)	(51.0)	(59.8)	(28.3)	(38.2)	(40.8)	(49.1)
		274,581	66,864	2,158	4,740	35,164	979	3,504	20,318	207,717	7,512	9,904	109,065	23,545	20,463	37,229
1,071	1,071	(24.5)	(12.9)	(68.3)	(67.2)	(9.9)	(2.0)	(9.8)	(30.7)	(34.5)	(51.0)	(59.8)	(28.5)	(38.2)	(40.8)	(49.1)
		274,612	66,895	2,158	4,756	35,179	979	3,504	20,318	207,717	7,512	9,904	109,065	23,545	20,463	37,229
1,072	1,072	(24.5)	(12.9)	(68.3)	(67.4)	(9.9)	(2.0)	(9.8)	(30.7)	(34.5)	(51.0)	(59.8)	(28.5)	(38.2)	(40.8)	(49.1)
		274,765	66,954	2,158	4,756	35,193	993	3,504	20,349	207,811	7,512	9,912	109,151	23,545	20,463	37,229
1,073	1,073	(24.5)	(12.9)	(68.3)	(67.4)	(9.9)	(2.0)	(9.8)	(30.8)	(34.5)	(51.0)	(59.9)	(28.5)	(38.2)	(40.8)	(49.1)
		275,091	66,954	2,158	4,756	35,193	993	3,504	20,349	208,137	7,512	9,912	109,477	23,545	20,463	37,229
1,074	1,074	(24.6)	(12.9)	(68.3)	(67.4)	(9.9)	(2.0)	(9.8)	(30.8)	(34.6)	(51.0)	(59.9)	(28.6)	(38.2)	(40.8)	(49.1)
		276,480	67,486	2,158	4,756	35,371	1,211	3,628	20,363	208,994	7,512	9,928	109,727	23,647	20,463	37,718
1,075	1,075	(24.7)	(13.0)	(68.3)	(67.4)	(9.9)	(2.5)	(10.1)	(30.8)	(34.7)	(51.0)	(60.0)	(28.7)	(38.3)	(40.8)	(49.7)
		276,504	67,486	2,158	4,756	35,371	1,211	3,628	20,363	209,018	7,512	9,928	109,750	23,647	20,463	37,718
1,076	1,076	(24.7)	(13.0)	(68.3)	(67.4)	(9.9)	(2.5)	(10.1)	(30.8)	(34.7)	(51.0)	(60.0)	(28.7)	(38.3)	(40.8)	(49.7)
		277,552	67,658	2,158	4,756	35,395	1,211	3,776	20,363	209,893	7,512	9,928	110,618	23,647	20,471	37,718
1,077	1,077	(24.8)	(13.1)	(68.3)	(67.4)	(9.9)	(2.5)	(10.5)	(30.8)	(34.9)	(51.0)	(60.0)	(28.9)	(38.3)	(40.8)	(49.7)
		278,306	67,670	2,158	4,756	35,407	1,211	3,776	20,363	210,636	7,512	9,928	111,355	23,647	20,477	37,718
1,078	1,078	(24.9)	(13.1)	(68.3)	(67.4)	(9.9)	(2.5)	(10.5)	(30.8)	(35.0)	(51.0)	(60.0)	(29.1)	(38.3)	(40.8)	(49.7)
		279,301	67,967	2,158	4,756	35,704	1,211	3,776	20,363	211,335	7,512	9,928	112,053	23,647	20,477	37,718
1,079	1,079	(25.0)	(13.1)	(68.3)	(67.4)	(10.0)	(2.5)	(10.5)	(30.8)	(35.1)	(51.0)	(60.0)	(29.3)	(38.3)	(40.8)	(49.7)
		284,630	68,989	2,158	4,794	36,286	1,211	3,785	20,755	215,642	7,757	9,928	114,718	24,004	20,951	38,284
1,080	1,080	(25.4)	(13.3)	(68.3)	(68.0)	(10.2)	(2.5)	(10.5)	(31.4)	(35.8)	(52.7)	(60.0)	(30.0)	(38.9)	(41.8)	(50.5)
		292,011	69,151	2,158	4,794	36,431	1,211	3,803	20,755	222,860	11,431	10,807	117,121	24,012	20,960	38,529
1,081	1,081	(26.1)	(13.4)	(68.3)	(68.0)	(10.2)	(2.5)	(10.6)	(31.4)	(37.0)	(77.7)	(65.3)	(30.6)	(38.9)	(41.8)	(50.8)
		292,436	69,220	2,158	4,794	36,490	1,211	3,803	20,765	223,215	11,431	10,807	117,477	24,012	20,960	38,529
1,082	1,082	(26.1)	(13.4)	(68.3)	(68.0)	(10.2)	(2.5)	(10.6)	(31.4)	(37.1)	(77.7)	(65.3)	(30.7)	(38.9)	(41.8)	(50.8)
		293,377	69,281	2,158	4,794	36,551	1,211	3,803	20,765	224,096	11,431	10,820	118,344	24,012	20,960	38,529
1,083	1,083	(26.2)	(13.4)	(68.3)	(68.0)	(10.3)	(2.5)	(10.6)	(31.4)	(37.7)	(77.7)	(65.4)	(30.9)	(38.9)	(41.8)	(50.8)
		293,858	69,327	2,158	4,794	36,589	1,217	3,803	20,767	224,531	11,431	10,820	118,540	24,012	21,200	38,529

影響率・未満率等の推移（平成26年度～令和5年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県最賃額 (時間額：円)	800	820	845	871	898	926	927	955	986	1,027
第1・20分位数	781	800	820	845	873	900	930	930	955	986
第1・10分位数	800	815	845	859	886	908	935	940	960	990
第1・4分位数	900	909	930	950	955	1,000	1,000	1,000	1,000	1,010
未満率(%)	1.47	1.18	2.13	1.92	1.09	0.50	0.81	1.48	0.82	1.74
影響率(%)	6.02	10.15	10.27	12.12	11.74	14.60	4.15	15.83	17.91	27.54



【未満率】: 最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合
 【影響率】: 最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合

最低賃金引上状況等の推移(愛知) 令和5年度版

単位:時間額,引上額(円)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)
愛知県最低賃金	800 (H26.10.1)	20 (2.56)	820 (H27.10.1)	20 (2.50)	845 (H28.10.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)	1,027 (R5.10.1)	41 (4.16)
目 安 額 (円) [引上率(%)]	19 (2.44)		19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)		41 (4.16)	
改定状況調査による 賃金上昇率 (%)	1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5		2.1	

区 分	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	
	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	
特 定 最 低 賃 金	染色整理業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)	
	鉄 鋼 業	899 (112.3)	14 (1.58)	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1018 (103.2)	22 (2.21)	1059 (103.1)	41 (4.03)
	はん用機械器具 製 造	870 (108.8)	12 (1.40)	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)	
	精密機械器具 製 造	827 (103.4)	14 (1.72)	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)	
	電気機械器具 製 造	837 (104.6)	14 (1.70)	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)	
	輸送用機械器具 製 造	877 (109.6)	14 (1.62)	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)	1,028 (100.1)	31 (3.11)
	自動車(新車) 小 売 業	859 (107.4)	13 (1.54)	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)	
	各種商品小売業	810 (101.3)	11 (1.38)	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)	
	自動車(新車) 同 部 品 小 売 業	800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)	
	発 効 日	(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)		(R5.12.16)	

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版
(令和6年6月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

I. 新しい資本主義の進捗と実現

1. 2024年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手に入れている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経

済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づき、これからの対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させるためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考えの下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

Ⅱ. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高いが、OECD加盟国38か国の中で、我が国は32位にとどまっている。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある。

我が国でも、この20年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんの労働生産性の引上げのため、省力化投資に官民で全力で取り組む。

(1) 労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽くしてきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含

め検討を進める。

①労務費転嫁指針の更なる周知（重点 22 業種での自主行動計画の策定等）

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場にいることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計 1,873 の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な 22 業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に 22 業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の 4 点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき 10 社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のBtoC事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。BtoBの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのAI/ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である。

AI、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある。AIツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、AI、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にAIツール、ロボットの導入を加速する。

AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体

的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

AIツールは、OJTを補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が57.0%、「既存設備の維持・補修」が28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（IT化）関連」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ2割未満で少ない。省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3年で5,000億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在12カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

④（略）

（3）（略）

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

（1）最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でない結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」(①106万円の壁への対応(キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、②130万円の壁への対応(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)、③配偶者手当への対応(企業の配偶者手当の見直し促進))を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直し

に取り組む。

Ⅲ. (略)

Ⅳ. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. (略)

2. 経営者の意向に沿った参入退出

事業承継税制や中堅・中小グループ化税制等、予算・税制措置を最大限に活用することにより、中小・小規模企業の事業承継や M&A・グループ化を推し進め、成長・生産性向上を一層促進する

(1) M&A の円滑化

黒字企業であっても、後継者が不在であるがために、廃業に至る可能性がある。他の方に経営を任せたいと考える社長に対してはその意向に沿って機会を提供していくことが重要である。

M&A は、従業員一人当たり売上高を伸ばすプラスの効果が確認されており、かつ、複数の M&A によるグループ化は高い成果が得られることが確認されている。

M&A の障壁を取り除き、環境整備を進めていく。

① 仲介事業者の手数料体系の開示

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて、民間仲介事業者については、売手とは 1 回限りのビジネスであるのに対して、買手とは複数回のビジネスであるため、買手の意向を強く反映するという、利益相反の問題が指摘されている。

現在は、買収する金額に応じて売手・買手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。

M&A を加速させていくため、利益相反構造を軽減する報酬体系の検討や、売手・買手が納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。

また、中小・小規模企業が安心して M&A に取り組めるよう、M&A 当事者が確認することができる M&A 支援機関データベースにおいて、手数料体系や報酬基準額等のそれぞれの支援機関に関する情報の開示の充実を図る。

② 中小・小規模企業への支援の強化

中小・小規模企業が事業譲渡・M&A を行う際の専門家への手数料支援等について、一層の強化を図る。

また、事業承継・引継ぎ補助金等の支援策について、使い勝手の改善を図る。事業承

継・引継ぎ補助金については、手数料の開示充実やPMI（Post Merger Integration：買収前後に実施する事業統合作業）の実施等を前提に改善を図るとともに、実績報告の手続等の簡素化を通じ、支払までの期間短縮を検討する。

③PMI の取組の促進

M&A の成功のためには、PMI が適切に実施され、買収前に見込んでいたシナジーが実現することが重要である。中小・小規模企業への PMI の重要性についての啓発や、中小・小規模企業への PMI に対する支援を充実させる。

④経営者保証を見直す枠組みの検討

経営者保証を取らない融資は新規分について一定程度進んでいるものの、既存の債務についてはいまだ経営者保証が残っている場合も多い。M&A の買手・売手双方とも個人保証は残したくないという実態があることに鑑み、メインバンク等が事業再構築やM&A を仲介・支援していく際、経営者保証を見直す枠組みを検討する。

中小・小規模企業の資金調達を強化するためにも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き進める。不動産等の有形資産担保に依存しない資金調達の選択肢として、企業のノウハウや顧客基盤等の知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度について、その積極活用に向けて周知に努める。

⑤地方銀行等の金融機関による仲介サービス業務の強化

地域金融機関の中小企業への経営支援強化の一環として、地域金融機関がM&A 仲介、支援にも、より積極的に取り組むことを促す。このため、高度人材の確保を含め、適切な業務運営体制の整備を促すとともに、M&A 支援を積極的に行っている地域金融機関の取組の情報提供やその横展開を通じて、金融機関の取組を後押しする。

⑥M&A の受け皿としての買手の育成

中堅・中小企業の M&A の受け皿としての買手の絶対数がまだ不足している。同業他社への売却を避ける傾向も強いことから、中堅・中小企業の積極的な買手となるプラットフォームの育成を図る。

また、買手における M&A 資金の調達が困難という指摘がある。買収に見合った円滑な資金供与が行われるよう、環境整備を図る。

⑦過剰とならないデューデリジェンスの周知

M&A におけるデューデリジェンス（売手側の財務状況等について買手側が行う調査）について、リスク検出のための重要なプロセスである旨を啓発するとともに、当事者の意向を前提として、案件の特徴に応じて、過剰とならず適切なデューデリジェンスとなるよう周知する。

（2）事業承継支援の多様化

後継者が不在の企業のうち7割以上は黒字企業である。事業承継については、承継者

について、現在のストックベースで見ても、同族承継が低下し、企業内部からの昇格やM&Aによる外部からの就任が増加しており、その結果もあり、後継者が不在である企業は低下傾向にある。多様な事業承継を支援するため、金融・税制等の支援措置を検討する。また、経営人材の確保について官民を挙げた広範なマッチングを進める。

①事業承継税制の役員就任要件の検討

事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。

さらに、事業承継税制について、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、税理士会とも連携しつつ、制度の周知徹底に取り組むことにより、最大限の活用に取り組む。

親族外・社外の第三者への事業承継を促進するため、マッチングプラットフォームに対し掲載する情報の質の向上等を促すとともに、事業承継円滑化や経営人材確保の観点からサーチファンドの育成に積極的に取り組む。また、有能な人材（経営者）を広く登用し、事業承継を更に促進する観点から、第三者への事業承継を促進する税制の在り方についても検討を深める。

②事業承継・引継ぎ支援センター等の活用促進

M&Aの相手先企業を探す際、事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁）や商工会議所・商工会に依頼する比率はまだ低い。事業承継税制も含め、商工団体や金融機関と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターの強化・周知徹底を行う。

③資本性ローンの活用・フォローアップ

日本政策金融公庫等によるコロナ対策として実施された資本性ローンは、民間金融機関からの融資を受けやすくなることが期待されるほか、財務の改善を通じて、経営改善・事業再生に資するものである。資本性ローンについて、その活用状況をフォローアップするとともに、令和6年能登半島地震の被災地域等でも資本性ローンの活用を図る。

④専門家による適切な助言のための制度の周知徹底

中小・小規模企業の経営をサポートする立場にある税理士・顧問弁護士・地域金融機関等の専門家が、事業承継・事業再編、M&Aに関する制度の理解が十分でない場合がある。こうした専門家に対する制度の周知徹底を行い、経営者への適切な助言につなげる。

（3）私的整理の円滑化

事業再構築については、リーマンショック以降の大きな変化として、債権者との合意により債務整理を行う私的整理が増加してきている。経営者の実情に応じた対応を可能とするため、更なる環境整備を図る。経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、諸外国並みに、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。

(4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進

東京都など4都県を除いて大多数の道府県で人手不足率は増加している。地域の生活基盤的サービス維持のため、グループ化、事業調整も含めて措置を検討する。

3. (略)

V～XI. (略)

経済財政運営と改革の基本方針 2024
(令和6年6月21日閣議決定)

《中央最低賃金審議会用資料》

＜関係部分抜粋＞

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉

の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でない

という前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する 2030 年代以降も、実質 1% を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めているDX、GXを始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040 年頃に名目 1,000 兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する 2030 年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第 3 章を「経済・財政新生計画」として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための 5 つのビジョン」からバックキャストしながら、今後 3 年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(略)

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 **～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～**

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023 年に全国加重平均 1,004 円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

(略)

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

(略)

(2) (略)

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法 10 の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法 11 の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024 年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の 7 割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その中で、既存補助事業の

早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、AI、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

（２）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本金劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本金資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M&Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M&A成立後の成長に向け、実施企業によるPMIや設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M&Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM&Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM&Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M&A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定

及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) (略)

3. (略)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) (略)

(2) 海外活力の取り込み

(略)

(外国人材の受入れ)

(略)

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

(3) (略)

5～8. (略)

第3～4章 (略)